

東京立正女子短期大学紀要

第 20 号

目 次

バイリンガル秘書教育における ビジネス・イングリッシュの体系的指導プログラム……………	井 口 美登利 (1)
青年期女子における性役割構造の分析 II —— 知性と美しさの評価 —— ……………	山 室 宮 子 (45)
破裂音の発音に関する日・英語の比較研究： 息の流出の仕方の違い……………	中 岡 典 子 (58)
日本語の撥音：通時観……………	出 世 直 衛 (81)
Light Verb に関する一考察……………	伊 原 睦 子 (89)
国会法と議院規則……………	福 岡 英 明 (104)

1 9 9 2

東京立正女子短期大学

バイリンガル秘書教育における
ビジネス・イングリッシュの体系的指導プログラム
Systematic Teaching Program of Business English
for Bilingual Secretary Today

井口 美登利

4 Business Communication

- 4 - 1 Meaning of "Communication" as a Common Word
- 4 - 2 "Communication" as an Adopted Japanese Word
- 4 - 3 Communication: Various Academic Definitions
- 4 - 4 Communication and Communications
- 4 - 5 Business Communication Model
- 4 - 6 Communication Network
- 4 - 7 Factors of Business Writing
 - 4 - 7 - 1 The Writer
 - 4 - 7 - 2 The Message
 - 4 - 7 - 2 - 2 Language
 - 4 - 7 - 3 The Reader

5 Case Work

- 5 - 1 Secretary at Work: Various Letter Arrangements for
 - Various Addressees
 - Business Letter Standard
 - Business Letter Formal
 - Office Memorandum

Collection Letter Series: Signature Section Varies Accord-
ing to the Collection Steps
Reminder
Inquiry
Appeal
Ultimatum

- 5 - 3 Applying for a Position
 Asking for Reference
 Personal History
 Letter of Application

4 Business Communication

4 - 1 Meaning of "Communication" as a Common Word

Communication という外来語抽象名詞の語源をさかのぼれば、まずは中世英語の Comynycacioun という Anglo-French 系の語に行き当るはずである。“共通”を意味する Latin 語の Commun (is) という語幹に ic (us), actus, および ion が加わってでき上がったことがわかる。従って本来の語義は“共にする”或は“あずかる”すなわち“共通なものとする”であったのだが、これが発展して、“人間と人間との間に共通性をうち立てる行為全般”を意味するようになった。

もとより、今日の一般語としての Communication の用例には、もっと広い範囲が含まれていることはもちろんであるが、例えば、これを現代英語の語彙としてみるならば、およそ次のようになっている。

- 1 伝えること — 伝導 (熱の伝導)
時には病気をうつすこと — 伝染 (コレラの伝染)
- 2 伝えること — 伝達, 通信 (言語, 文書, 信号などの手段による思想, 意思, 情報の伝達)
- 3 伝えるもの, 伝えられるもの — 情報, 消息 (たより, 通知, 伝言, 手紙,

- 4 (人間が) 場所を共にすること — 連絡, 交通
- 5 (時には物を含んで) — 輸送, 運搬
- 6 同じ仲間になること — 交際

以上は、フランス語の *Communication*, ドイツ語の *Kommunikation*, スペイン語の *Communication* についても、ほぼ同様である。

4-2 “Communication” as an Adopted Japanese Word

日本語の場合はどうであろうか? 意外にも、外国語のような広い意味を与えていることは少ないことに気がつく。たとえば、

伝達 一定の意味内容を言語その他視覚・聴覚にうたえる各種の記号を媒介として伝達すること。 (広辞林)

社会生活を営む人間の間に行なわれる思想交換, 思想伝達。

言語・文字その他視覚・聴覚に訴える各種のものを媒介とする。

(広辞苑)

いずれも“交通, 輸送”を含まず、もっぱら“伝達”を中心に定義づけているところが特徴である。

なお(広辞苑)の記述にある“文字”が久しく“文学”と誤植されていたのに気づいたことがある。

1988年版の(大辞林)にも、

人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと, 言語・文字その他視覚・聴覚に訴える身振り・表情・声などの手段によって行なう。

とあって、やはり“伝達”にとどまっている。ところが奇妙なことに、ここでは子項目としてたったひとつ、——グッズ(*Communications goods*)を挙げ、

実用性よりも感覚的なものを重んじて選ばれる。プレゼントなどの商品、と解説している。

このほか、短い解説の中では（明解国語辞典）の、

一 通信，報道 二 （精神的）交通

とあるのが目につくが、日常語の語感としては、（和英併用角川実用国語辞典）のように、

① 通信，報道．② 言語・文字その他の方法による思想の交換・伝達あたりが一般的なところであろう．

（現代用語の基礎知識一九八一年版，マスコミに出る外来語・略語・総解説）では、

伝達，通信．

と語義を簡単に示したあと、

職場で上下相互のコミュニケーションがうまくいって業績成績も上がるといのように使う．

とあったのだが、（朝日現代用語・知恵蔵1990）では、

意思伝達，連絡，通信．

とだけで、そっけない。蛇足の用例を加える必要はなくなったのであろう。

（日本国憲法）21条2項に“通信の秘密はこれを侵してはならない”とあるのは、少なくとも狭義の Communication の意味に“通信”を当てているのだが、これが“信書”すなわち封書や葉書のみならず、電信、電話等の意思伝達手段をも含むことについては、憲法学上、異説はない。

（UNESCO 憲章）に見える“Mass Communication Media”の公式訳語は“大衆通報手段”となっているから、ここでは“Communication”は“通報”ということになる。

ローマ教皇庁の“広報に関する教令”およびその“司教指針”では“Communication”に“広報”の訳を当てているが、この場合はもっぱら社会的な Communication を対象としているのである。

4-3 Various Academic Definitions

学術用語としての“Communication”は、どのように定義されているだろうか？

Communication 論およびその周辺にある Journalism 論，情報理論，さらに

は広く社会学，心理学，言語学などにおける定義を含めるならば，まさに諸子百家あるいは百花斉放のありさまであって，無数の“定義”が存在する．その代表的なところを掲げるならば：

- 1 Aの空間における表現をBの空間に再現させること．
- 2 送り手と受け手の間の記号の交換あるいは共有．
- 3 これにより人間関係が成立し，発展する Mechanism をいう．
- 4 人間が相互に影響しあうすべての過程をいう．
- 5 ひとつの体系が，多くの可能性のなかから，ほかの体系に連なる回路を通じて運ぶことのできる信号を選んで，これを送り，相手の状態あるいは行動に影響を与えることをいう．
- 6 ある個人（送り手）が，他の人（受け手）の行動を変えるために，通常，口頭によって刺激を与える過程．
- 7 記号を媒介として，知覚，感情，思考など各種の内的経験を表出し，その内容を他に伝える過程．
- 8 人間同士間の意思の疎通．さらには，時間的あるいは空間的に遠く離れた人間同士間の意思の疎通を可能にする手段．
- 9 人間が理解し，理解されるため行なうすべてのいとなみ．ひとりの人間個体内から，複数の人間，人間の諸集団，ときには自然界の諸現象，霊的・神的な諸現象，人間以外の動植物，無生物，機械も，理解する主体と理解される客体となり得る．
- 10 Message の Source が，Signal を，Channel を通じて，Receiver に送ること．
- 11 Subsystem と subsystem とが，情報を介して互いに関係し，ひとつの System を形成する過程．
- 12 意味の共通性を記号を用いてつくりだすこと．
- 13 ある Reactor における Input と Output の一対一の対応．
- 14 社会と個人とを結ぶ環であって，自我の形成，自己の確認を行う過程．
- 15 Symbol を媒介として，当事者間でお互いに「発信者」と「受信者」

の役割を交換し合うことによって、意味を確かめ合う行為である。

など、など・・・とても全部をならべることにはできそうもない。およそ個人的でありたいとする研究者なるものが、自ら満足のいく“定義”をうち立てようとするならば、ひとりひとりが別個のものを主張することになってしまうのだらう。

主として19世紀後半からわが国に大量輸入された舶来の道具、技術、学問、概念の類は、その使用が普及し定着するにつれて、やがて名称も国語化されてくる。それが特定の漢字による造語を定訳とするか、あるいはカタカナ表記のまま外来語として生き残る。学問の名称でいうなら、初めは直訳の“愛智学”と呼ばれ、あるいは“理学”とも訳された *Philosophy* は“哲学”に落ち着き；*Economics* には儒教的な発想の“経世済民の術”から来た“経済学”が当てられ；“心理学”“考古学”“解剖学”“優生学”などと出揃ってきた。ところで、“*Communication*”の語は、当分カタカナ書きのまま押し通す運命になりそうである。

17世紀初頭、英国王 James 一世が徳川家康に宛た国書の翻訳を命ぜられた三浦按針こと William Adams は、この書状の終に近く誌された“・・・shall undertake to have communication with us・・・”に対して、

“互之国之様子（たがいのくにのようす）廣大に流通仕（こうだいにるつうつかまつり）”

と邦訳している。*Communication* の古形 *Communicacon* に対して、意志や情報の“伝達”“通信”に止まらず、人間の“交通”物資の“交易”をも含めて、広く文化と経済を通じての“交流”をあらわすことばとして、按針が既に修得していた漢字の語彙の中から“流通（るつう）”を選んだことが窺われるのであるが、この訳語は、そのまま埋れてしまった。

4-4 Communication and Communications

一般に英語の抽象名詞を複数形にすると、その名詞の表わす概念を具体化したもの、および、具体化すること、具体化するため手段、方法、技術、制度な

どを意味することになる。“Communication”の語にもこの Rule は適用されるから、“Communications”には次のような意味が生じてくる。

- 1 通信機関，通信施設——急使，電信，電話 Radio, Television, Telefax など。
- 2 交通路，輸送路，交通機関，輸送機関。
- 3 後方の基地から前線に兵員や物資を輸送する兵站線，補給線。

ところが日本語の名詞には，一般に単数と複数の区別さえもが曖昧であって，とりわけ，抽象名詞の単複により意味合いを使い分ける用法はまったくない。従って，お祝いを述べるつもりで

“Congratulation!”

と書いて平気であり，“宜しくご配慮のほど・・・”と頼むのに，

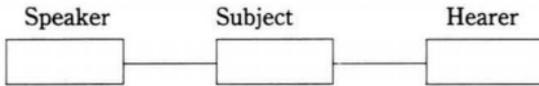
“Thanking you for your kind consideration to this matter,”

では，恥ずかしい表現であることに気がつかぬ学生がほとんどである。

漢字の訳語には，時としては別の問題も生じ得る。たとえば日本語の“広告”には，広告活動全般を示す Advertising と，その一部である個別の具体的な広告事例あるいは広告作品を指す Advertisement との両様の意味があって，そのいずれを言うのかが判然としない場合も多い。およそ“送り手”と“受け手”との間に，共通の記号理解が存在しなければ Communication は成り立たない。相手の言う“広告”が何を意味するのかを確かめておかなければ，話はすれ違ってしまふ。もしこれに，価値判断を加えるような形容詞が付いた場合には，なおさら注意する必要がある。かりに“良い広告”などと言おうなら，“良い”とはだれのために，どのように良いのか？そしてこの形容詞の修飾する名詞は Advertising なのか？それとも Advertisement なのか？可能な組み合わせは多くなる。ことさらにボカしておくという意図がなかったら——世にいう“玉虫色”の表現で一時を糊塗して得意顔の人達は，卑怯千万といえるのではないか？

4-5 Business Communication Model

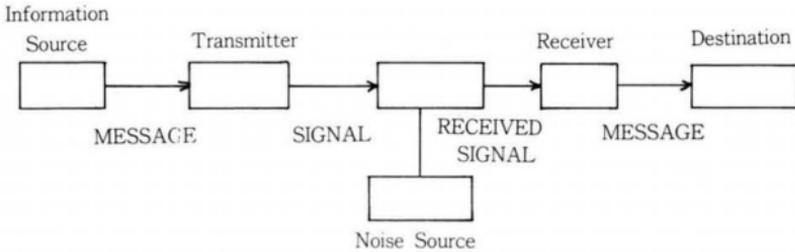
Aristotle の古典的な Communication Model は



図式を取り, Speaker, Subject, そして Hearer の三要素から成っている.
これは現代の Business Communication に置きかえれば, 少なくとも,

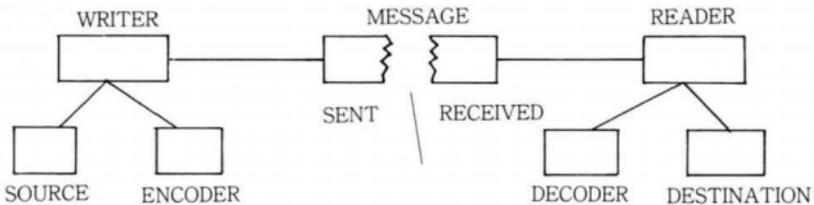
- 1 Writer (source and encoder)
- 2 Message (sent and received)
- 3 Reader (decoder and destination)

となり, Elements には, その Components が加わる. さらに, 通信工学的な発想からする Business Communication の Model を示せば, 次のようなる:



Business Communication の視座からするならば, 上掲の古典的 Aistotle Model は, 次のように進化する.

JANIS'S MODEL FOR BUSINESS WRITING'



* J. Harrold Janis, *Writing and Communication in Business* (London: Macmillan, 1970), p.17

Business Communication においては、Writer および Destination は決して特定の個人ではなく、それぞれ Source と Encoder, Decoder と Destination の複合体であることが普通である。

ここにいう Source は Company あるいは Department であり、現実には President あるいは Manager を示すことになり、Encoder は、Secretary to President, Secretary to Manager と考えれば理解は容易であろう。

4-6 Communication Network

当然のことながら、Communication は決して One-Way Process ではなく、常に Sender (あるいは Speaker, Writer) と Receiver (あるいは Hearer, Reader) とが入れかわり得るような Alternating Process である。そうした見地から、Communication Model はさらに、次の段階である Communication Network へと進められる。その代表的な例として Hackett and Others の図式を示しておく。既に1950年代においてこうした研究が進められており、当時としてはまことに新鮮な印象を受けたものだが、こうした基礎研究を活かした Business Education が進められ、やがて来る電子工学の飛躍的な発展と、Office Automation に対応するための素地が作られていたことを忘れてはならない。

THE COMMUNICATION NETWORK

Aspects

- | | | |
|--------------|--------------------------------------|---|
| 1. Situation | as seen and interpreted by sender | and perhaps as seen and interpreted by receiver |
| | evokes desire for expression | leading to |
| 2. Purpose | a nebulous idea and desired response | |

4-7 Business Writing Review from the Communication Point of View

普通語としての Communication の語義に始まり、続いてその多様な学術語定義に触れ、さらには図式化された Model および Network を通じて、Communication Theory の視座からする Business Writing の Review ないしは Polish Up を行うことは大いに有効なはずである。とりわけ、卒業と就職を目前にした上級学生に対する演習には、Theoretical な Background に加えて、早速に当面すべき現実の Office Work での活用を Motivation として与えるべきであろう。自己発意に基づく集中的な努力は、たとえそれが比較的短期間のものであっても、多大な成果を収め得ることを信じた。

4-7-1 The Writer

Business Writing における Writer は特定の個人を意味するものではない。Janis' Model が示すように Source と Encoder の協力による複合体である。Source は通常、出来上がった Business Letter に Sign する President, Director, Manager, Chief, etc., いわゆる“Boss”であり；Encoder は、これに仕えて文書実務を担当する Secretary, Stenographer, Typist となる。Source と Encoder との関係は、学校全体の場における Teacher と Student との関係に類似するといえよう。創作活動を重んじる文芸の分野は別として、こと Business Writing に限っていえば、Student Writer は決して Independent Writer ではない。Source である Teacher の指導のもとに、示された“How”を“What”として具体化するべく努力するのである。教室においては、さいわい、試行錯誤は許されるであろうが、たとえば期末 Test の評価ともなれば、全員に“A”が与えられることは稀なこととなる。

優秀な成績をおさめて卒業した Student が Office に入って、まず直面することは、Source としての Teacher と Boss との差であろう。Teacher から良い評価を与えられた Encoding は必ずしも Boss のお気にめすとは限らぬからである。さらに問題となるのは、Reader から望ましい Response を得るような Effective Encoding でさえも、時として Boss の好みに合わぬ場合だって少なくはなからう。従って、Encoder (Employee) としては、Source である Boss

(Employer)の望むところと Reader (Decoder-Destination)の受け取るであろうところとを、どのように Adjust して行くかという困難な Performance を遂行することが必要である。こうした資質と能力は、とりわけ、Senior Secretaryに不可欠なものであるが、学校教育の場において、あらかじめ承知させておかねばなるまい。

4-7-2 The Message

Writerの知性を Readerに伝達するものが Messageである。Writerと Readerとの間には、程度の差こそあれ、必ずや Semantic Gapがあり、これに若干の Noiseが加わる。とりわけ、Bilingual Business Communicationの場においては前者の占める比重は大きい。

通信工学のめざましい発展、なかんずく電子工学の寄与によって、Noiseの問題は大幅に軽減されてきた。もっとも初歩的な、Noiseのひとつである Typographical Errorなどは、たとえば、Word Processor/ Electronic Typewriterに内蔵された Spell Checker Systemによって、そのほとんどを防止することが可能となっている。だがしかし、こうしたOA技術の発展も、現在のところ Semantic Gapを効果的に埋めるまでには至っていない。従って Encoderの責任にかかるところは、いよいよ大きいのだが、Encoderの能力を向上させるためには、まず Messageを構成する二つの要素、すなわち、ContentとLanguageの両者に分けて考察を進めることは、きわめて有用である。

4-7-2-1 Content

Business Writing全般、とりわけ、Business Letterを構成する要素は次の通りであり、その順をふまえて、Messageを Encodeすべきものであることを、Communication理論を引いて、理解させ、徹底させる。

練達の Copy Writerの手になる特殊な Sales Letterや Advertising Copyの類は、常識あるいは定石を逆手にとって、Readerの意表を衝く戦術を使ったものが多いが、こうしたものは、この場合、別の世界に属することとして、せ

いぜいその典型的な作例を紹介するだけで充分であろう。たとえば、いきなり

Someone asked Lincoln how long a man's leg should be...

と書きだした Letter が、実は未納の会費納入を催促するためのもので、

This letter is short enough to remind you...

に展開するある団体の Circular Letter を見たことがある。“落語”ではないが、ちゃんと“まくら”を振っておいてから“おち”を付けるあたり、まことに軽妙酒脱ではあるが、かえって一般のお手本にはなりにくい。

Content には、次の Factors があり、その順序に従って Message を構成するのが常道である：

- (1) **Purpose.** Multi-purpose をもった Message は Reader に誤解と混同をおこしやすいから、これを避け、Single-purpose に徹する必要ならば、同じ受け手に、同じ日付で、複数の Message を与えればよい。これが Business Writing と Personal Writing の大きなちがいであることを理解させる。Single-purpose に限るならばこの Step はそんなに長くなるはずはない。Business Letter であったならばまずは One-Paragraph にまとめ、Type-out した出来上がりで 8 lines を越えなように構成するのが作法である。Business Report の場合は必要に応じ Paragraph を分けてよい。
- (2) **Reader's Needs.** 稀な場合を除き、Reader は既に特定されているはずであるから、“人を見て法を説け”ではないが、Reader とその立場を考えたうえで Message を作る。こうした、ごく“あたりまえ”のことさえもなおざりにされている例が多い。Stereo-type な時候の挨拶とか、無意味なお世辞の類は、かえって Reader に失礼であることを知るべきである。
- (3) **Information Available.**

前段の Purpose と Reader's Needs をふまえて、伝達すべき情報を整理し、順序よく伝達する。必要に応じ Paragraph を分け、あるいは見出

し、番号／記号を付けて Display するような構成を取る場合もあろう。

(4) Action Closing.

Communication は一回で完結するものではない。必ずや次への展開すなわち、新しい Communication の始まりへとつながる。Writer 側としての次の心構え、手順、用意は、それが既に示せるものであれば、Message の終りに述べておくのが作法であろう。そしてまた、Reader 側の反応、手順についての期待、希望、示唆も、あまり露骨な“押しつけがましい”ものでない限り、添えておくことが普通であり、親切であることが多い。

以上挙げた構成の順序とは別種の Factor としては、さらに次の両者を加えることが出来よう：

(5) Medium (Media)

Message の長短、内容、重要度などに応じて、用いるべき Medium が選ばれる。Card, Memo, Letter, Interoffice Memorandum, One-page/Short Report, Long Report; Telephone, Telex, Telefax, etc. 空間的には一定でも、時間的にはきわめて狭くなった地球の中で、電子／通信工学の飛躍的な発展とあいまって、Message を伝える Medium には無数の種類とその組み合わせが可能となってきた、警報を伝えるのに烽火を挙げた古代の“光通信”は、最新の技術を駆使した光 Fiber System として復活している。当然のことながら、多様化する Medium に対応する Message のあり方が考えられなければならない。

(6) Timing (Timeliness)

Timing あるいは Timeliness は、伝えられた Message の Reader 側における Response を大きく左右する Circumstantial Factor であることは言うまでもない。この範疇に属するものとしては、さらに Setting, Authority, Habit などが挙げることができようし、さらにまた Psychological Factors もこれに加わるが、ここでは省略する。

4-7-2-2 Language

Business Writingに限らず、広く Communication の全般について、我々が学ばねばならぬ大きな教訓のひとつとして、Communicative Interdependence の持つ多様性に対する対応の問題がある。とりわけ、異文化間／異言語間の Communication Gap を可能な限り修復し、整序し、調整する役割を持つ Bilingual Secretary の教育を考えると、この Communicative Interdependence は、簡単に“相互依存関係”と割り切ってしまうことのできない問題であると考えなければならない。

基本的には、以下の 4 Patterns が存在する。

まずは Writer 側において、

1. Source と Encoder との間の Interdependence があり、次に Reader 側の、
2. Decoder と Destination との間の Interdependence が続くが、さらに大きな視座からは、
3. Writer と Reader との間の Interdependence が存在するし、これに加えて
4. Message と Circumstances との間の Interdependence が作用するのである。

Business Writing を担当する Bilingual Secretary としては、こうした各種の Pattern における Interdependence のあることを、少なくとも承知しておかなければならない。“How to do”は教えるが、“What to do”は自分で考えなさい！というまえに、やがて当面すべき Problem の存在を教えるという限度に止まらねばならぬ分野のあることを、教育者は自戒とともに覚えるべきであろう。しかし、すくなくとも、その存在をあらかじめ知らせておいたほうがよいことは勿論である！

4-7-3 The Reader

Writer 側における Source と Encoder との関係を考えるように、Reader 側

にも、これに類似した Decoder (Secretary) と Destination (Boss) との関係がある。Destination には Office の規模と職制にもよるが、一般に Manager, Director, President のような人格の場合と、Section, Department, Division さらには Company, Corporation のような Organization を意味する場合がある。いずれにせよ、Decoder は Employee であり、Destination はその Employer であって、Communication における Response の最終責任は Destination にある。

Customer からの Complaint Letter を受け取り開封し、読み、内容を理解／判断し、必要な処置を行なうのは、その苦情処理の内容あるいは性質が日常業務の範囲内であるかぎり、いちいち部長の指示を持つまでもない。けれども Decoder の示した Response あるいはその Action は、どこまでも Destination の代理として、その意を受けて行ったことになり、最終責任の所在は Destination に帰する。

当然のことながら、重大な内容のことがらについては、Decoder 自身の判断に委ねられず、いわゆる“上司”の指示を迎ぐことになる。しかしまた、Destination である“上司”あるいは“会社”の姿勢は、Decoder の態度に反映するものであろう。Destination が Individual な場合には、その Personality もまた、Decoder に大きな感化と影響を与えることが多い。“正反対の性格を組み合わせ、相互に補完させる”などは、言うは易いが、実効を挙げることは少ないものである。

企業にはそれぞれの目的と方針と基準があるという。ただひたすらに、なりふり構わぬ“利潤追求”というのでは、世界に通用するわけがない。こうした Aim, Policy, Standard に加えて、あるいはむしろそれ以前に、確立されているべきものは、その企業の Philosophy であろうか。こうした企業それぞれが持つ Philosophy, Aim, Policy, Standard を、まずはその企業の属する地域社会から始めて、広く国際社会に表明することにより、大方の理解と協力を得るための有形無形の企業活動全般を Public Relations というのである。PR とは決して、目立ちたがり屋の、独りよがり身勝手な自己宣伝の謂ではない。Public Relations はなにも、それを専門とする部課のみによって行なわれると

は限らない。いやむしろ、その企業に属する Employer と Employee との複合体全員が、毎日の業務活動を通じて行なうべきことなのである。企業 Message の大部分は、現実には Encoder の手によって作られ、送り出される。これを受け、Response と Action に結びつけるのも現実には Decoder である。Communication の持つ連続性と両方向性から、Encoder と Decoder は、容易にそして速やかに、入れ換わることができる。Encoder/ Decoder は従って、Public Relation の面からみても、常時その第一線に立っていることを承知し、自戒反省とともに、真執な努力を惜しんではならない。

Business Communication 教育の究極の目的も亦、良き Public Relations の担い手を育成することにあると考える次第である。

5 Case Work

知識は、実践を通じて、より良く把握され、適切な指導と訓練によってより確かに理解される。Business Writing 教育の最終段階は、Communication の Situation と Purpose を設定した場において、一定の時系列に従って発生する一連の Writing Needs に対応する文書の Planning, Organizing から実際の Composition とそ Typographical な Expression までの総合的な Performance を現実に体験させることである。示された Assignment から、独力で Create させることが困難であったとしても、少なくとも、こうした総合的 Performance を追体験させることは可能であり、これが将来、独り立ちするための良き Incentive となり、Motivation ともなることを信じたい。学校教育における Case Work と企業内研修との基本的な相違と断絶についての所見はしばらく措き、ここには Case Work の実例として、次の三者を取り上げることとした：

- (1) Secretary at Work: Various Letter Arrangements for Various Addressees
- (2) Collection Letter Series: Signature Section Varies According to the Collection Steps

(3) Applying for a Position: Asking Reference. Preparing Personal History,
Writing Application Letter; Filling-in Printed
Application Form

5 - 1 Secretary at Work

Situation の設定 :

Ms. Patricia Preissl は, U.C.S.D (University of California at San Diego) 大学 Business Club 事務局の Secretary である. この場合, Secretary は“秘書”というよりも“書記”であり, 文書処理をはじめとする事務管理全般の実務的責任者として勤務している.

Business Club の年次総会と, それに続く Dinner Party が11月16日開催されることになり, 事務局はその準備に忙しい. 11月1日, かねて Dinner Party での講演を依頼しておいた同窓の先輩 Mr. Conway から, 承諾の返事とともに, 当日の参会者, 講演の題目, 正確な日時と場所について問い合わせがあった. 書記としては, 早速にその返信をしなければならない.

5 - 1 - 1 Replying to Mr. Conway

Dear Mr. Conway: We are very glad to know that you will speak at our banquet on November 16. I am pleased to give you the details for which you asked in your letter: 1. the audience will include students, alumni, and guests. About two hundred will be there. 2. The subject you suggested, "How to Be First," is perfect for our dinner. I enclose a draft of the program plus we have made. 3. The banquet will start at seven o'clock in the Seahorse Room of the Beach House, here in San Diego. ¶ We are looking forward to the pleasure of meeting you and of hearing your address, Mr. Conway. If there is any way we can help you, please let us do so. Cordially yours, Add enclosure notation.

この Letter の内容からいって, Standard Business Letter Arrangement でよい. 問い合わせの件について, 簡潔に答えるためには, Numbered Items と

して Display することが適切である。当日の Program はまだ出来上がっていないが、現時点における Draft であってもこれを同封して、その次第を知ってもらおうという“気配り”は必要である。礼儀とか親切とかは、なにもやたらと頭を下げたり、見え透いた紋切り型のお世辞を言うことにあるのではない。相手の立場を考えて、その望んでいることを推察し、決して押し付けがましくなく、きちんと対応することが、まずは、Secretary の仕事であるはずである。

Last Paragraph には、当日のすばらしい講演を期待する気持ちを伝えるが、ここで“Mr. Conway.”と呼びかけて、Personal Touch を示す Technic を教えておく。Complimentary Closing は、これが同窓の先輩である知名人に宛てた Letter であっても、“Cordially yours,”が適切であって、なまじ Formal にたてまつったつもりで、“Truly yours,”などとはしないものである。Enclosure Notation を加えることを忘れないようにする。Draft には書き加える要はなく、Letter Body の内容からして、自動的に付くべきものだからである。かりに“Don't forget to type enclosure notation below reference initials, please !”とでも、バカ丁寧に書いておこうものなら、これをそのまま Type out した Careless な学生を見たことがあり、“これはダメ、打ち直し！”と命じたところ、今度はそのままに P. S. と Caption を付けて持ってきたものである。

Enclosure が複数の場合には、その枚数を示して、“2 enclosures”とか“3 encls.”のようにすること；enclose するものの性質によっては、これを強調して、たとえば“Check enclosed”とか、“Enclosure: 2 Checks”とする場合のあることも、関連して指導しておく。

November 1, 1991

Mr. Norton S. Conway
Investment Consultants, Inc.
625 Oceanview Drive
San Diego, CA 92504

Dear Mr. Conway:

We are very glad to know that you will speak at our banquet on November 16. I am pleased to give you the details for which you asked in your letter:

1. The audience will include students, alumni, and guests. About two hundred will be there.
2. The subject you suggested, "How to Be First," is perfect for our dinner. I enclose a draft of the program plans we have made.
3. The banquet will start at seven o'clock in the Seahorse Room of the Beach House, here in San Diego.

We are looking forward to the pleasure of meeting you and of hearing your address, Mr. Conway. If there is any way we can help you, please let us do so.

Cordially yours,

Patricia Preissl
Secretary

pp
Enclosure

5 - 1 - 2 Letter of Request to Mr. Dressler

Dear Mr. Dressler: Noting in the papers that you and Mrs. Dressler plan to be in our city next week, we should like to invite you both to attend the banquet to be held on Saturday, November 16, by the Business Club of UCSD.

¶ This banquet is a great event to us. There will be at least two hundred members, alumni, and friends of the club present. It will be held at the Beach House, here in San Diego. The speaker of the evening will be Mr. Norton S. Conway, the president of Investment Consultants, Inc. ¶ Our chairman, Mr. Fredric Onstott, joins us in hoping that you and Mrs. Dressler will come to our dinner. ¶ If you can be with us, would you also be so kind to offer the invocation at the start of the evening? Cordially yours,

たまたま Dinner Party のある週に、同窓の先輩である国会議員 Mr. Henry Dressler が夫人同伴で当地に滞在することを知った Business Club 会長から電話で指示があり“Dressler 夫妻を Party にお招きし、出来れば当日、Invocation の offer をしていただくようお願いするように”とのことであった。この Letter の Addressee を考えれば、通常の Standard Business Letter Arrangement では、いささか失礼にあたるかもしれないし；“まちがいがいい”ではないとしても、“場ちがいがいい”にはなろうというものである。

Addressee の身分に敬意を表するならば Formal Business Letter Arrangement を取るべく、Letter Style も、通常の Blocked ではなく、少なくとも Semiblocked (あるいは Indented) Style とした方がよい。T.P.O. に対応する Letter Arrangement と Letter Style の Variation についての知識を整理させ、その中から、この場では何れを取るべきであるかを判断させ、納得させることが望ましい。

この Letter に Sign するのは書記である Patricia Preissl 自身である。先ず卒直に用件を伝えたあとに、Mr. Dressler とは旧知である Onstott 会長からの要請のあったことを、3rd paragraph で述べている。この“joins us”の表現は、広く Letter Writing に応用できることを、この機会に教えておく。たとえば“My mother joins me in...”というがごとくである。なお、この Letter では Re-

ference Initials は省略する。 Source-Encoder である Miss Pressl としては、いつものことであっても、 Source である Boss と Encoder である Secretary の両者から成る Source 自身が Type out したことにして、 Addressee に対する敬意を表わすのである。 たしかに、 Reference Initials は Business Letter の Major Parts のひとつであり、一般に Essential なものとされているが、 Formal Business Letter では意図的にこれを省くという Case のあることを、その理由とともに理解させる。

November 7, 1991

Dear Mr. Dressler:

Noting in the papers that you and Mrs. Dressler plan to be in our city next week, we should like to invite you both to attend the banquet to be held on Saturday, November 16 by the Business Club of the UCSD.

This banquet is a great event to us. There will be at least two hundred members, alumni, and friends of the club present. It will be held at the Beach House, here in San Diego. The speaker of the evening will be Mr. Norton S. Conway, the president of Investment Consultants, Inc.

Our chairman, Mr. Fredric Onstott, joins us in hoping that you and Mrs. Dressler will come to our dinner.

If you can be with us, would you also be so kind to offer the invocation at the start of the evening?

Cordially yours,

Patricia Preissl
Secretary

The Honorable Henry Dressler
House of Representatives
Washington, DC 20515

5-1-3 Letter of Thanks to Mr. Conway

総会と Dinner Party は盛会裡に終了した。Business Club 事務局の努力はここに報われたわけであるが、Secretary としては、まだ気をゆるめてはならない。

すばらしい講演をしてくれた Mr. Conway にたいしては、Timely にお礼状を差し上げねばならぬ。

Letter of Thanks あるいは Thank You Letter は、形式的で定り文句で書かれた“無くもがな”のものが多い。ものものしい“感謝状”にしたところが、“あなたは・・・”という慇懃無礼な書き出しに始まり、“・・・よって、ここに感謝の意を表わします。”で終るような紙片から、いったい何が伝えられるというのだろう！

“お義理で書いたお礼状でも、無いよりはまし”という見解もあるが、かえって“無いほうがまし”の場合が尠くない。そして、両者を分けるもうひとつの Factor は、うたがいもなく、Timeliness である。

Dear Mr. Conway: How can we ever thank you enough? Your speech was by far the most thrilling that most of us have ever heard. The applause must have told you what your audience thought of it. It was wonderful! ¶ In payment of your fee, I am enclosing a check for \$ 100. I am also enclosing a clipping from our city paper, the result of your interview with Mr. Kraft, who phoned me to say that the Sunday issue of his paper would also have a long report on the speech. I shall send you clipping when the paper is out. ¶ I know that our club meeting from now on will be spiced with reference to your talk and to the way in which you delivered it. We shall never forget your remarks or the occasion for them. ¶ Please let me say once again, “Thanks a million!” Cordially yours,

この Letter の 1st Paragraph に見るように、Stereo-type で Out-worn な表現を避けて、Personal Touch を主にした“How can we ever thank you enough?”とする書き出しと、“Thanks a million!”と呼びかける結びでの、謝意の強調に注目させる。

2nd Paragraph では事務的な謝礼送金のことを主としているが、Conway 氏にかかる新聞記事切り抜きの同封と、さらに地元紙日曜版に詳報の載ることのお知らせを添えている。抽象的な謝意や敬意に止まらず、こうした具体的な気配りの Service をすることが、好ましき Human Relation を創り出すものであることを理解させる。

3rd Paragraph で再び具体的な謝意を述べているが、“Thanks a million !”と結ぶ Last Sentence は、Typographical に Separate Line とした方が引き立つ。これは前の Sentence に続けて、Run-in で打ったものとを比較対照させて、承知させることが効果的であろう。

Enclosure Notation をくわえることは、Mr. Conway に宛てた Letter of Request の場合と同様である。

November 18, 1991

Mr. Norton Conway
Investment Consultants, Inc.
625 Oceanview Drive
San Diego, CA 92504

Dear Mr. Conway:

How can we ever thank you enough? Your speech was by far the most thrilling that most of us have ever heard. The applause must have told you what your audience thought of it. It was wonderful!

In payment of your fee, I am enclosing a check for \$100. I am also enclosing a clipping from our city paper, the result of your interview with Mr. Kraft, who phoned me to say that the Sunday issue of his paper would also have a long report on the speech. I shall send you clipping when the paper is out.

I know that our club meeting from now on will be spiced with reference to your talk and to the way in which you delivered it. We shall never forget your remarks or the occasion for them.

Please let me say once again, "Thanks a million!"

Cordially yours,

Patricia Preissl
Secretary

pp
2 enclosures

5-1-4 Thank you Note to Banquet Chairman

成功裡に終わった土曜の総会と Dinner Party に対する検討・反省のための Meeting が月曜に行なわれた。事務局の同僚であり、Dinner Party の企画と進行を担当した Mr. Stefan Wamser は、たまたまこの Meeting には不参加であったためその功績を感謝する Thank You Note を送ることとなった。

TO: Stefan Wamser, Banquet Chairman

FROM: Patricia Preissl, Club Secretary

SUBJECT: The Club Banquet

At the club meeting today, Stefan, you were given an official pat on the back for the grand job you did in the planning and the managing of our banquet.

¶ This note is to let you know that the commendation is now in the minutes and part of the history of the club. ¶ I am sorry that you were not present,

for I know you would have been thrilled by the applause of the members.

But I was going to write to you anyway! I wanted to tell you that I thought the dinner was just about the best thing that ever happened to our club members.

The menu was perfect, the attendance was fine, and the speaker you chose was wonderful! ¶ I add my congratulations to those of everyone else.

You have set a new standard for chairman of banquet.

Out-going な Business Letter ではなく、Intraorganization Correspondence には、しばしば、Memorandum Form を用いる。Printed Form が準備してあれば、当然その用紙を使うとして、Plain Paper には

TO: FROM: SUBJECT: DATE: といった Caption を Type すればよい

なお Full Sheet に書き、Business/ Personal Letter の Arrangement に従った Correspondence は、一般に Letter というが、Half Sheet や Baronial のような Smaller-size の Stationery に書いた Correspondence を Note として区別することがある。広義でいえば、この Letter と Note は、いずれも Letter である。

Memo Form における Writer の Signature は、Memo の内容と長短に応じて、いくつかの Variation がある。

この Thank You Note の場合であつたら、FROM: Patricia Preissl, Club Secretary の右に pp とでも Initial Sign をするだけで充分であらうし、たとえば“社員食堂利用変更について”というような、きわめて事務的な内容の Circular Note であれば、FROM: General Manager の後には No Signature でよい。

もっとも、発売開始後間もない新商品に、重大な欠陥のあることが判明して、いっせいにその回収あるいは引取りを指示する内容の Memo にたいしては、Message Body の次に、右に寄せて President の Signature が必要であらうし、Typed Name, Office Title を加えるほか、左端には Reference Initial を付けるといった通常の Business Letter の Signature Section と同様にするようになる。ただし、この場合にも、Salutation と Complimentary Closing は省略されるべきこと、Inter-Organization Correspondence の性格から考えて当然であることを示しておく。

TO: Stefan Wamser, Banquet Chairman
FROM: Patricia Preissl, Club Secretary
SUBJECT: The Club Banquet
DATE: November 18, 1991

At the club meeting today, Stefan, you were given an official pat on the back for the grand job you did in the planning and the managing of our banquet.

This note is to let you know that the commendation is now in the minutes and part of the history of the Club.

I am sorry that you were not present, for I know you would have been thrilled by the applause of the members. But I was going to write to you anyway! I wanted to tell you that I thought the dinner was just about the best thing that ever happened to our club members. The menu was perfect, the attendance was fine, and the speaker you chose was wonderful!

I add my congratulations to those of everyone else. You have set a new standard for chairman of banquet.

5 - 2 Collection Letter Series

Collection Letter とは、約束の期日までに代金の支払いのなかった顧客に対する支払いの請求、督促を内容とする Letter である。これには、時日の経過と度数とに従って、次の Steps を踏むのが通例である。

- 1 Reminder 通知あるいは督促の段階
- 2 Inquiry 事情問い合わせと支払い督促の段階
- 3 Appealal 重ねて、強い支払要請の段階
- 4 Ultimatum 改めて支払期限を示す最終通告の段階

時により上掲の 3 と 4 の間にもうひとつ、Strong Appeal を入れる場合もある。

Business Writing としては、段階に応じる Letter Body 内容の進展もさることながら、Complimentary Closing と Signature Section に変化のあることを示し、同一の Addressee に対してもその Situation と Message の内容に従って、Letter を構成する要素にも、それぞれの Letter にふさわしい対応のあべきことを指導する。

5 - 2 - 1 Reminder

この Letter の Situation と Purpose は、所定の期日を過ぎても支払いのな顧客に対して、その旨を通知し、その支払を求めることである。

別段に大きな金額の場合は別として、支払期限後の経過時日も短いことから、Friendly な Tone は保たねばならぬ。従って Complimentary Closing も "Sincerely yours," あるいは "Cordially yours." と、いつも通りのものを用いてよい。

Letter Arrangement も、Business Letter Standard とし、Business Letter Writing の基本をふまえた (1) Purpose (2) Message (3) Action Closing の順を取った 3-Step, 3-paragraph Letter とする。

Mr. Peter S. Ford, 1-2 Akasaka 3-chome, Minato-ku, Tokyo 107. Dear Mr. Ford: Your account with us has a one month past-due balance of ¥850,000. Can we help you clear your account? ¶ Because we did not receive a re-

sponse to our last letter of January 31, we believe there must be a good reason why you have not paid the bill. ¶ Pleasesend us either a check or an explanation within the next week. I am confident we can work something out. Cordially yours, Geroge Tamura, Collection Department.

February 7, 1992

Mr. Peter S. Ford
1-2 Akasaka 3-chome
Minato-ku, Tokyo 107

Dear Mr. Ford:

Your account with us has a one month past-due balance of ¥850,000. Can we help you clear your account?

Because we did not receive a response to our last letter of January 31, we believe there must be a good reason why you have not paid the bill.

Please send us either a check or an explanation within the next week. I am confident we can work something out.

Cordially yours,

George Tamura
Collection Department

GT/et

5-2-2 Inquiry

February 7 付の **Reminder** にたいして、入金も事情説明もないまま、さらに1週間が経過した。従って今回は重ねての事情問い合わせと、項目を示しての支払督促の段階となる。まだいづらか **Friendly** な **Tone** を残し、**Closing** も “**Sincerely yours,**” にしてあるが、**Signature** は **Collection Manager** と、前回よりは一段上げるとにより、強い姿勢を示してあることを教える。**Letter Body** は **3-Step** に構成するが、**2nd Paragraph** の **Numbered Item** は当然 **Display** する。これを原稿の形のまま **Run-in** で **Type out** しては、読み難いうえに、調子が弱くなる。二つの作例を示してやれば、一目瞭然であり、その差は容易に理解できるはずである。

Last Paragraph に見える **Up to Data** は、この場合、**Verb “bring”** の **Compliment** になっているから、**Hyphen** は無用である。こうした **Compound Adjective** における **Hyphen** の用法についても、この機会に解説しておくといよい。**Well-known singer** には **Hyphen** が要るが **She is well known** では取れること；さらには **This tax-free goods** が **This is free of tax** になることなど、きわめて基礎的なものでありながら、実用的な **Grammar** の知識と習練に欠けるところの多い学生たちに注意を喚起させる。**All Caps** とした **MUST** の使い方、さらにはこれを **Handwritten Draft** で書く場合には、. . . **you must let.** . . . となっていることを示し、具体的に **Proofreader’s Marking** の用例を確認させることも、**Case Work** における要諦の一つであろう。教えるほうの知識があやふやであったり、充分の自信がなかったならば、効果的な指導は望むべくもない。

この **Letter** を **Type out** するためには、先ず **Letter Body** がだいぶ長いうえに、**Numbered Items** を **Display** することで、さらに多くの行数を必要とする。従って通例の **5-inch line Block Style** で型通りに作ろうとすると、**Bottom Margin** が少々狭くなって見苦しい。**Writing Line** を **6 inches** とひろげるか、**5-inch** のままなら **12-pitch** を使うつもりでないと、うまく収まりかねる。これも、むしろ **Trial Error** として、初めは不細工な **Letter** を作らせてから、**Improve** させたほうがよいだろう。

そしてさらに、こうした Long Letter を Single Page に収めるための Square Block Style を示して Retype させる。こうならば 10-pitch でも十分に形が整ってくる。

Dear Mr. Ford: Because we have received no response from you to the two reminders about the delinquent status of your account, we believe there is a special reason why you have not paid. Can we help you? ¶ Please do one of the following things: (display) 1. Send us a check for ¥ 970,000 to cover the December payment which is past due and the January payment which is due today. 2. Send us a check for ¥ 850,000 to cover the December payment and an explanation of your plans for taking care of the January payment. 3. Write on the back of this letter a frank explanation of your difficulty and your plans for taking care of your obligation. ¶ Although we prefer that you take care of both the December and the January payment today, we will be pleased to hear from you—even if it is only an explanation. Between us we can work out an arrangement for bringing your account up to date. But you MUST let us hear from you right away. Sincerely yours, Yoshio Sugimura, Collection Manager

February 17, 1992

Mr. Peter S. Ford
1-2 Akasaka 3-chome
Minato-ku, Tokyo 107

Dear Mr. Ford:

Because we have received no response from you to the two reminders about the delinquent status of your account, we believe there is a special reason why you have not paid. Can we help you?

Please do one of the following things:

1. Send us a check for ¥970,000 to cover the December payment which is past due and the January payment which is due today.
2. Send us a check for ¥850,000 to cover the December payment and an explanation of your plans for taking care of the January payment.
3. Write on the back of this letter a frank explanation of your difficulty and your plans for taking care of your obligation.

Although we prefer that you take care of both the December and the January payment today, we will be pleased to hear from you--even if it is only an explanation. Between us we can work out an arrangement for bringing your account up to date. But you MUST let us hear from you right away.

Sincerely yours,

Yoshio Sugimura
Collection Manager

YS/mi

February 17, 1992

Mr. Peter S. Ford
1-2 Akasaka 3-chome
Minato-ku, Tokyo 107

Dear Mr. Ford:

Because we have received no response from you to the two reminders about the delinquent status of your account, we believe there is a special reason why you have not paid. Can we help you?

Please do one of the following things:

1. Send us a check for Y970,000 to cover the December payment which is past due and the January payment which is due today.
2. Send us a check for ¥850,000 to cover the December payment and an explanation of your plans for taking care of the January payment.
3. Write on the back of this letter a frank explanation of your difficulty and your plans for taking care of your obligation.

Although we prefer that you take care of both the December and the January payment today, we will be pleased to hear from you--even if it is only an explanation. Between us we can work out an arrangement for bringing your account up to date. But you MUST let us hear from you right away.

Sincerely yours.

Yoshio Sugimura
Collection Manager

YS/mi

Mr. Peter S. Ford
1-2 Akasaka 3-chome
Minato-ku, Tokyo 107

February 17, 1992

Dear Mr. Ford:

Because we have received no response from you to the two reminders about the delinquent status of your account, we believe there is a special reason why you have not paid. Can we help you?

Please do one of the following things:

1. Send us a check for ¥970,000 to cover the December payment which is past due and the January payment which is due today.
2. Send us a check for ¥850,000 to cover the December payment and an explanation of your plans for taking care of the January payment.
3. Write on the back of this letter a frank explanation of your difficulty and your plans for taking care of your obligation.

Although we prefer that you take care of both the December and the January payment today, we will be pleased to hear from you--even if it is only an explanation. Between us we can work out an arrangement for bringing your account up to date. But you MUST let us hear from you right away.

Sincerely yours,

Yoshio Sugimura
Collection Manager

YS/mi

5-2-3 Appeal

前回、および前々回の **Reminder** と **Inquiry** (February 7 付の **Reminder** の文面によれば、その前に1通の **Reminder** が出されていることになっているから、通算3回) にたいして、いまだに返信もなければ、支払もない。 **Collection Letter** の最終段階である **Ultimatum** に入る前に、もう一度、強い支払要請を訴えるのが **Appeal** の目的である。すなわち、これは **Ultimatr Ultimatum** に至る準備段階と考えてよく、従って、実は余り述べたてるとは少ないことになる。 **Complimentary Closing** はまだ“**Sincerely yours.**”のままでよい。

Inquiry にくらべて文面も短く、**Display** もないから、通常の **Block Style**, 5-inh Line で充分であって、**Typographical** には、殆ど問題のない **Letter** といえる。

Dear Mr. Ford: When our credit manager accepted your application for credit purchases, he did so on the strength of the good reputation you had with your previous suppliers. ¶ Now that time for payment has come and passed, he has written you some frank letters in which he asked that you live up to your reputation for prompt pay. That is as far as he can go. ¶ Before Tokyo Sporting Supply turns your account over to Tokyo Collection Agency, may I urge you to pay now — to keep your good reputation and to avoid time-consuming, expensive collection procedures. ¶ I shall expect to receive your ¥ 970,000 check within a week. Sincerely yours, Hisashi Amino, Division Manager.

5-2-4 Ultimatum

Reminder, **Inquiry**, **Appeal** と手順を踏んで、なお代金の回収がつかない場合の最終通告が **Ultimatm** である。

改めて、最終的な支払い期日 **Deadline** —— **Typographical** には **Bold Face** や **Underline** で強調する —— を設定し、当方としては次に取るべき法的な手続きをを明示する。結びには、重ねて **Deadline** までに負債金額の支払いを要求する。

We have set a deadline (March 13,1992,at 5 p.m.) for your payment of the ¥ 970,000 still due us. ¶ We expect payment before that time. Otherwise we intend to take the following steps: (Use run-in style here) (a) report our experience to the Tokyo Credit Association, and (b) refer the account to the Tokyo Collection Agency. ¶ Their attorneys say your legal obligation is beyond question and that you will be obliged to pay the bill plus court costs. ¶ We would certainly prefer to avoid taking these steps. We believe you cannot afford to have us taken them. However, we will take them — unless we receive ¥ 970,000 by five o'clock on March 13. Yours truly.

Complimentary Closing は Formal な “Yours truly,” を使うべきことを指導する。Ultimatum の内容によって明らかなように、もはや Friendly Tone を示すために、“Cordially”あるいは“Sincerely” category の Closing は無用である。これにたいして“Truly” category の Closing には、Formal Tone をあらわすほか、Critical な内容あるいは Crisp な姿勢を示すものであることを知らせておく。

次に Signature のうえに Company Name——非営利団体、学校、研究所などの場合もあろうから、Organization Name と呼ぶほうが一般的であかもしれない——を掲げてあることに触れ、その用途を確認する。Typographical には Complimentary Closing の次に Double Space で All Capitalize する。当然のことながら、Letterhead の 1 行目に Print してある Company Name を Signature のまえに再録することによって、この Ultimatum は会社（あるいは団体）全体の意志であることを強調することが目的である。

従って、Collection Letter Steps の早い時期から、Signature Section に Company Name を掲げるのは適当でない。まだしも Friendly Tone を保とうとする段階では、無用のことである。

February 24, 1992

Mr. Peter S. Ford
1-2 Akasaka 3-chome
Minato-ku, Tokyo 107

Dear Mr. Ford:

When our credit manager accepted your application for credit purchases, he did so on the strength of the good reputation you had with your previous suppliers.

Now that time for payment has come and passed, he has written you some frank letters in which he asked that you live up to your reputation for prompt pay. This is as far as he can go.

Before Tokyo Sporting Supply turns your account over to Tokyo Collection Agency, may I urge you to pay now--to keep your good reputation and to avoid time-consuming, expensive collection procedures.

I shall expect to receive your \$970,000 check within a week.

Sincerely yours,

Hisashi Amino
Division Manager

HA/mi

March 3, 1992

Mr. Peter S. Ford
1-2 Akasaka 3-chome
Minato-ku, Tokyo 107

Dear Mr. Ford:

We have set a deadline (March 13, 1992, at 5 p.m.) for your payment of the ¥970,000 still due us.

We expect payment before that time. Otherwise we intend to take the following steps: (a) report our experience to the Tokyo Credit Association, and (b) refer the account to the Tokyo Collection Agency.

Their attorneys say your legal obligation is beyond question and that you will be obliged to pay the bill plus court costs.

We would certainly prefer to avoid taking these steps. We believe you cannot afford to have us taken them. However, we will take them--unless we receive ¥970,000 by five o'clock on March 13.

Yours truly,

TOKYO SPORTING SUPPLY, INC.

Hisashi Amino
Division Manager

HA/mi

5-3 Applying for a Position

5-3-1 Asking for Reference

就職活動の第一歩は、Reference たるべき人をお願いして、そのお許しを得ることに始まる。ここに言う Reference とは、決して身元引受人を意味する“保証人”ではなく、Applicant の申し立てた事柄に対する問い合わせ先を意味する“証人”であることを、先ず知っておかねばならない。常識的に考えて、両親や親類は Reference にはなれない。企業の用意する Application Form には、Reference の項目に (No Relatives) と明示してあるものさえ見られる。しからば、どのような人たちが Reference として適格なのであろうか？外国の社会習慣からすれば、次のような組み合わせが考えられる：

1) 宗教関係者——地元の神父・牧師

本人の性格、家庭環境についての Reference (Character Reference)

2) 学校関係者——中学・高校・大学の教師

本人の学業・能力・資格・特技などについての Reference

(Educational Reference)

Applicant に職歴のある場合には、必ず

3) (前の) 職場関係者——本人の勤務した職場の上司・同僚

本人の職場における勤務状況・態度・能力などについての Reference

(Business Career Reference)

さらにこの他、

4) 地域団体関係者——本人の所属し、所属した地域団体、例えば、Boy

Scout の Den Mother を 3 年間勤めたことがあればその Boy Scout の団

長、団地の Chorus Club に 5 年間いて、現在も Sub Leader として活動

中であれば、その Club の会長といったように・・・

本人の個性・協調性・指導力・組織力などについての Reference

(Social Activity Reference)

5) 医療関係者——本人の主治医、校医

本人の身体・健康状態についての Reference (Medical Reference)

我が国の現状から見れば、次の組み合わせが一般的であろう。

1) Character Reference として、中学／高校の担任教師、あるいは校内クラブ活動の部長・顧問

2) Educational Reference

短大／大学の指導教授、ゼミナール担当教授・Application 提出先の企業および職種に対応する関連科目の担当教授

Reference は少なくとも 2 名以上、複数を立てるのが通例である。

Application Letter に添付する Personal History には Reference の項目が欠かせないし、企業の準備する Printed Application Form には必ずや Reference を記入する欄があるはずである。したがって、就職希望先の企業の種類と志望する職種の性格を考えて、あらかじめ Reference として適格な人々を選び、Reference になっていただくことをお願いして、その承諾を頂かなければならない。

勝手に Reference として名前を掲げる“無断借用”は敵に慎むべきである。実際に問い合わせ Refer を受けたときに——文書によるだけでなく、電話による Refer だってありうることだし、外資系の企業に至っては、10 pages に達する Printed Form をいちいち Fill-in するような仕事を課してくることも少なくない——“存じません！”と返事をしようものなら、先ずその Applicant は名簿から除かれる。

Letter of Request Asking for Reference

May I have permission to use your name as a reference in making a job application? ¶ In a few weeks, I shall be graduated —— a happy fact that means I am now searching in earnest for a good position. I know that using your name as a reference would be a real help to me. ¶ I am enclosing a postal card for your convenience in replying. I shall be grateful if you will give me your permission; but I know how busy you are, and I shall certainly understand if you are unable to do so.

Letter Arrange は、その内容から考
えて、当然に Formal Personal Letter と
すべきである。Sender の Address と
Date からなる Heading に始まり、Salu-
tation, Letter Body, Complimentary
Closing と進んで、終りに Inside Address
(Name and Address of the Addressee)
を左に寄せる。Business Letter ではな
いから、Reference Initials などは決して
無用である。Letter Style は Semiblocked
でよい。(Indented Style はより丁寧な
ものであっても、Typographical に形よ
く仕上げるためには問題の生じる場合が
多いからである。)

10-15 Sendagaya 1-chome
Shibuya-ku, Tokyo 151
March 5, 1992

Dear Professor Suntinger:

May I have permission to use your name
as a reference in making a job application?

In a few weeks, I shall be graduated--
a happy fact that means I am now searching in
earnest for a good position. I know that using
your name as a reference would be a real help to
me.

I am enclosing a postal card for your
convenience in replying. I shall be grateful if
you will give me your permission; but I know how
busy you are, and I shall certainly understand
if you are unable to do so.

Yours very sincerely,

Eiko Horiuchi

Prof. Anton Suntinger
5-4 Mejoro 3-chome
Toshima-ku, Tokyo 171

5-3-2 Personal History

Personal History あるいは Personal Data
Sheet は Applicant の履歴を要約して Em-
ployer に示すものであり、この場合は提
出する Application Letter に Enclose する
ことになる。従って Personal History に
は改めて Sign する要はない。氏名・年令・
住所といったきわめて一般的なことがらは
別として Personal History はその用途と目的
によって、述べるべき項目を選ぶべきで
ある。Application Letter の受け手である先
方の立場を考えて、そちらは何を知りたい
か? こちらは何を知らせたいか? を、読み
易く、形よく配置しておけばよい。

PERSONAL HISTORY

NAME IN FULL:	EIKO HORIUCHI
PRESENT ADDRESS:	10-15 Sendagaya 1-chome Shibuya-ku, Tokyo 151 Phone: 03-3405 9876

A. PERSONAL DATA

1. Age: 20. I was born October 11, 1971.
2. Height: 5 feet 2 inches. Weight: 124 pounds.
3. Marital Status: Single.
4. Sports: Tennis, Skiing.
5. Campus Activities: Typing Club, ESS.
6. Residence: Live with parents.

B. EDUCATIONAL RECORD

1. Graduated from Tokyo Rissho High School, March 1990.
2. Entered Tokyo Rissho Junior College for Women,
Secretary Course, April 1990.
3. Academic and skill achievement--
 - a. Conversational English.
 - b. Typewriting: Got C Class Certificate of Tokyo
Chamber of Commerce and Industry's Official Test
in Typewriting, November 10, 1991.

C. REFERENCES (with their permission)

1. Prof. Kyotoku Hori, Tokyo Rissho Junior College for
Women, 41-15 Horinouchi 2-chome, Sugiyama-ku, Tokyo
166. Phone: 03-3313-5101.
2. Prof. Midori Iguchi, Tokyo Rissho Junior College
for Women, 41-15 Horinouchi 2-chome, Sugiyama-ku,
Tokyo 166. Phone: 03-3313-5101.

I hereby declare that the above statement is to be
true and correct in every detail.

March 21, 1992

Eiko Horiuchi

当然のことながら、日本語による定形履歴書の直訳あるいは誤訳の類は、いたずらに先方の失笑を招くだけである。どうやら“賞罰なし”の翻訳のつもりらしいが、これを“**No punishment, no reward,**”などと書けば、“賞金稼ぎなんてしたことなし”とこじつけられるかもしれない。だいいち、“賞罰”の“賞”には意味はない。こうした反語を組み合わせた漢字の使い方を知るべきで、若しこれを英訳しようとするれば“**No criminal records.**”しかし“前科なし”などと記事があったら、かえって疑って見たなるくらいが落ちである。Wordingだけでなく、Punctuationにも充分に注意する。せっかく提出する Personal History が Applicant の足を引っ張るものであったらやりきれない。項目としては Personal Data, Educational Record (見せたい技術、資格、能力をそのなかに加える) Experience Record (とりわけ外資系の企業にあっては、職歴のある方が有利なこともあり、待遇にも差がある。ただし、必ず前の職場の上司を Reference に加えることが条件である) そして Reference をすくなくとも 2 名用意する。Reference の見出しの後に、当り前のことであるのだが、With their permission とでも添えておけば、すくなくとも Reference の性格と役割について Applicant は承知していることを明示してあり、“保証人”と混同して、Reference に伯父の名前を書くような Applicant とは、差がつこうというものである。

5-3-3 Letter of Application

3 人の Reference にご承知いただき、その名前を載せた Personal History ができあがれば、いよいよ目指す職場に対して Application Letter を書く段階に入る。

Formal Personal Letter Arrangement でも通用するが、知っているなら、Personal Business Letter Arrangement とするほうがよい。Personal Letter であるから、Sender の Address と Data を組み合わせた Heading に始まり、次に Inside Address すなわち Addressee の Name and Address と進むこと、Standard Business Letter なみの順序となる。ここで Business Letter の Minor Parts に対する Applicant の知識を見せようとするれば Attention Line に Personnel

Manager を持ってくる。人事部長の氏名が分かっていたら、当然これを加えて

Attention Mr. So & So, Personnel Manager

とする。Attention Line を使ったら、Salutation は必ず“Gentlemen:”になる。これを“Dear Sir:”とか“Dear Mr. So.”とでもしようものなら Letter Writing の知識不足を広告するような結果となる。

どんな Letter でもそうだが、とりわけ Application Letter ともなると、まずその人でなければ言えぬ、個性的な内容と表現が重んじられる。Stereotype で Out-worn な定まり文句を連ねてはならぬものである。Interview の場合も同様で、“当社志望の理由、動機は？”に対しては、なるほどと相手を納得させる内容が必要であるのに、就職の手引きあたりからの借用で、あるいは、Applicant の本音に近いのかも知れないが“貴社の洋々たる将来性・・・”とでも答えようものなら、“あなたはうちの会社に投資でもするつもりですか？”と応じられる可能性だってある。まちがっても“通勤に便利・・・”などというてはならない。“あなたの通勤に便利のために、当社はここに位置しているではありません！”と怒られるに決まっている。いずれも Sender Side からの発想で、Receiver Side への配慮を欠くためである。

1) Purpose, 2) Message, 3) Action Closing の 3-step Letter とし、Salutation の“Gentlemen:”に対応して Complimentary Closing は“Truly yours,”と結ぶ。Reference Initials はもとより不要であるが、Enclosure Notation はあるべきであり、枚数を示した 2 enclosures を加える。すくなくともこの Application Letter からは、Applicant は Personal Business Letter Arrangement の知識があること、Attention Line と Enclosure

10-15 Sendagaya 1-chome
Shibuya-ku, Tokyo 151
March 23, 1992

International Trading Company
34 Marunouchi 3-chome
Chiyoda-ku, Tokyo 100

Attention Personnel Manager

Gentlemen:

I wish to apply for the position of secretary with your firm advertised in today's issue of Asahi Evening News.

Ever since I had the opportunity, two years ago, of visiting your firm with my aunt, Miss Keiko Nakagawa (a member of your advertising staff), I have hoped that some day I, too, might be able to join the ITC staff. With my college graduation in sight, it is a pleasure, at last, to write this letter.

For the position you have open, you need someone who had interest in the work and is qualified to do it well. I assure you of my interest; and I believe that my college training, outlined on the enclosed sheet should meet your requirements.

I am also enclosing an addressed postal card in the hope that you may use it to let me know whether and when I might be interviewed for the position that you advertised.

Yours truly,

(Miss) Eiko Horiuchi

2 enclosures

Notation の用法も承知していることがわかるから、たぶんこうした配慮に欠ける他の Applicant とは良い方に差がつくはずである。

幸いに Application Letter が Accept されたならば——ここで念のため学生には、received と accepted とのちがいを指摘しておく——次なる段階は、企業規模の大小にもよるが、Employer 側の準備した printed Application Form に Fill in すること——これは入学願書のことを例に挙げれば、学生には理解が容易であろう——続いて Personal Interview という順になる。ここから先は Employer 対 Applicant のぶつかりあいであり、提出した書類の面からいくらか有利になったとしても、しょせんは Applicant の性格と能力にかかることであり、ごまかしは利かないものだ。

Business English Education に限らず、一般に、Practical な Field と Situation を設定しての Case Work は、周到な Program を準備し、綿密で機転に富む指導を実施するならば、必ずや相当以上の成果を挙げ得べきものである。もとより、参加する学生の資質によって、指導者の努力にかかわらず空転する場合があるかもしれない。そうした際に対する筆者の受け取り方、これはまた、同僚と後輩に与える助言でもあのだが、次のように考えている：

あえて参加者多数の理解を期待することはない。少数者であっても、よしそれがただの 1 名であっても、目を輝かし、力いっぱい反応してくる学生があれば、もうそれで充分であろう。だがしかし、学生の能力と素質に藉口してこれと容易に妥協し迎合するがごときは懶惰の所業であり、教育者としてもっとも恥べきことである。そしてまた、いささか能力に劣る学生であるほど、指導者の熱意と努力、さらにはその資質をさえも、直観的に透視できるものであることを忘れてはならぬ。

以上はまた、本稿を結ぶ言葉としたい。

破裂音の発音に関する日・英語の比較研究：

息の流出の仕方のちがい

中岡典子

0. はじめに

英語音の習得は、一般的に日本人学習者にとって困難なものである。文章単位では殊に稚拙な発音になる傾向がみられる。また、普通の実話の発話において、その聞き取りに困難を覚える日本人学習者の数は少なくない。その理由としては、日本語と英語の音声に基本的な違いがあるためと考えられる。しかし、多くの英語学習者は、日本語のどのような特性が英語音の学習に影響を及ぼし、正確な英語音の発音を妨害しているかについて無自覚のまま学習を続けているのが現状である。

本論文では英語の破裂音の息の流出の仕方に焦点を絞り、議論をすすめる。摩擦音や流音などの子音と比較すると、破裂音の調音点において英語と日本語の間には目立った違いはない。それにもかかわらず、実際に英語を発音する際に深刻な問題が生じている。ここで取り上げる議論は、個別の専門分野ではそれぞれ独自に研究が行われているものであるが、日本人の英語学習者の発音指導という実践面で、それぞれの研究成果を統合的に整理するという点では、まだ十分な成果はみられない。本論文において、その統合を試みる。また、同時に日本人の発音の問題点と息の流出の仕方とのかかわり方を明らかにする。

本論文は以下のように構成される。

1. 日本語にはない英語の破裂音の特徴

- 1) 調音点
- 2) 氣息の有無
- 3) 母音間に現れる有声の [t]
- 4) 語頭の3個の子音連結の制約

- 5) 脱落現象
2. 日本人学習者の破裂音の発音の問題点
 - 1) 子音のあとに母音をいれて発音する傾向
 - a. 破裂子音でおわる1音節の単語
 - b. 多音節語内の子音連結において
 - c. 句レベル内の破裂音の連結
 - 2) 子音連結で破裂音を脱落させないで発音する傾向
3. 息の流れと発音の基本的しくみ
 - 1) 発音のしくみ
 - 2) 気流圧と音声の関係
 - 3) 破裂音の調音の3つの過程
 - 4) スペクトログラムで音響的に確認される3つの過程
 - 5) VOT値と破裂の強弱
4. 破裂音の解放の単一性と多様性
 - 1) 日本語の息の解放の単一性
 - a. 日本語の音節構造
 - b. 日本語の破裂音の調音の基本形
 - c. 例外としての促音
 - d. 破裂の微弱性と解放の単一性
 - 2) 英語の息の解放の多様性
 - a. 英語の音節構造
 - b. 語末の破裂音の発音：不完全解放
 - c. 同一の調音点をもつ破裂音の連結
 - d. 異なる調音点をもつ破裂音の連結と破裂音+破擦音の連結
 - e. 破裂音+流音, 破裂音+鼻音, 破裂音+摩擦音の連結
 - f. 息の解放の過程の多様性
 - g. 破裂の強度の多様性
 - 3) 破裂音の息の解放の仕方のまとめ
5. まとめ

1. 日本語にはない英語の破裂音の特徴

1-1) 調音点

[p, d] [k, g] の調音点は日英語間で特に違いはない。ただ [t, d] の調音点は日本語では歯であるのにたいして、英語では歯基部である。

1-2) 氣息の有無

英語の破裂音はすべて強い氣息を伴う。特に語頭の [p] [t] に伴う氣息はマッチの火を消すほど強い。だが、この帶氣性が、 $C_1C_2C_3$ という子音連結においては以下矢印の方向に著しく減少する。

[p] 音が単独で語頭に現れる場合 eg. peak



C_1C_2 の C_2 として現れる場合 eg. speak



$C_1C_2C_3$ の C_2 として現れる場合 eg. spring

日本語の破裂音の場合、語頭では語中にくらべ、氣息の出方が多いが、全体として英語よりずっと少ない。

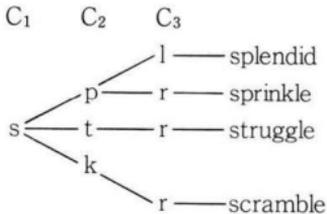
1-3) 母音間に現れる有聲の [t]

アメリカ英語の [t] は、母音と母音の間で、かつ強勢のない母音の直前の位置にくるとき、他の位置にくるときとは違った音となる。この [t] 音は、有聲の [t]、弾音の [t]、あるいはふるえる音 (flapping) ともいわれ、舌先が歯基に軽く接触して出る音のことである。舌先と歯基部の接触時間が短く、舌先の圧力も弱い。eg. butter, letter, put it over there

日本語ではこの有聲の [t] は存在しない。

1-4) 語頭の3個の子音連結の制約

英語の著しい特徴の1つに、語頭の3個の子音連結がある。だが、それには厳しい制約がかかっており、許される連結は、基本的に摩擦音-破裂音-流音という型である。



すなわち、C₁としておこるのは、無声、歯茎の摩擦音、C₂として起こり得るのは無声の破裂音 [p, t, k]、C₃にあらわれるのは流音だけということになる。^(注1)

1-5) 脱落現象

通常の話では、子音連続で一部の破裂音が脱落し、脱落したところには一瞬「間」が生じるのが普通である。脱落させないとむしろ丁寧すぎる不自然な音に聞こえる。以下の例では下線部の破裂音が脱落する。

(例-1) 破裂音、摩擦音のまえて

kept, stopped, asked, begged, collect, factory, capture
sick baby, top drawer, hope to, rub gently, big dog

(例-2) 鼻音のまえて

signal, picnic, kidnap, abnormal, milkman, postman,
not now, get married, drink milk, cold meat, help me

(例-3) 流音や摩擦音のまえて

landlord, grandfather, that shirt, hot valley, short raincoat

stn と stl という子音連結においては [t] 音が「間」も残さず完全に脱落する。この種の音脱落は調音点がほとんど同じである子音が重なっているときにおこっている。

(例-4) hasten [heɪsn], moisten [moɪsn], listen [lɪsn],
fasten [fæsn], castle [kæsl], whistle [hwɪsl],
rustle [rʌsl], nestle [nesl]

2. 日本人学習者の破裂音の発音の問題点

日本語と違って、英語では子音で単語が終わったり、子音が連結していることが多い。このような破裂音の場合、日本人は次の誤りのどちらかをおかしがちである。1) 破裂音の後に母音を入れて発音する傾向 2) 子音連結で破裂音を脱落させないで発音する傾向

2-1) 破裂音の後に母音を入れて発音する傾向

この傾向は1音節語の語末、1音節内の子音連結、句レベル内の子音連結という具合にあらゆるレベルで生じる。1音節語末では母音を入れないように発音することを覚えたあとでも、子音が連続しているところでは無意識のうちに各子音の後ろに母音を入れて発音する傾向が残る。発音矯正はそれほど簡単ではない。

a. 破裂音で終わる1音節の単語

単語のあとに [o], あるいは [u] 母音をつけて2音節で発音しやすい傾向がある。特に初心者によくみられがちな傾向であるが、たまに長年英語を学習している者の中にもみられることがある。そういった学習者の場合、だいたいにおいて英語学習が致命的に遅れている。

(例-5) fight [faɪt] → [faɪ-to] brand [brænd] → [bræn-do]
block [blɒk] → [blɒ-ku] flag [flæɡ] → [flæ-gu]
crop [krɒp] → [kra-pu] club [klʌb] → [klʌ-bu]

b. 多音節語内の子音連結において

1 単語が2音節以上で、音節と音節の境目に子音連結があり、その部分に破裂音がある場合、そのあとに母音を入れやすい傾向がある。その結果、音節数がふえ、英語音としては聞きづらい音となる。この傾向は比較的多くみられるもので、初期の学習のみならずいつまでもこの傾向が残っていることが多い。

(例-6) frustrate: [frʌs·treit] (2音節)→[frʌs·to·reit] (3音節)

registration: [redʒ·is·trei·ʃən] (4)→[redʒ·is·to·rei·ʃən] (5)

bankbook: [bænk·buk] (2)→[bæn·ku·buk] (3)

adaptation: [əd·əp·tei·ʃən] (4)→[ə·də·pu·tei·ʃən] (5)

c. 句レベル内の破裂子音の連結

多くの日本人学習者の場合、1つの単語としては正確に発音できていても、単語と単語の境界を越えて破裂音の子音連結がおきるときに、不自然な発音になりがちである。その原因の1つに、無意識のうちに母音を間にはさんで発音してしまうということがあげられる。

(例-7) ① part # time: [pɑ:t·taim]→[pɑ:to·taim]

② black # comedy: [blæk·kam·e·di]→[blæk·ku·ka·me·di]

③ good # poem: [gud·pou·im]→[gu·du·pou·im]

④ black # tea: [blæk·ti:]→[blæk·ku·ti:]

2-2) 子音連結で破裂音を脱落させないで発音する傾向

英語では破裂音の子音連結があると、1音節内でも、音節と音節の境目の場合でも、また句レベルでも、はじめの破裂音は音としては脱落して聞こえる。だが、脱落するときにも、唇や舌は一応その破裂音を発音する位置について息をためている。そのため、普通脱落したところには一瞬「間」が生じる。日本人の発音では「間」の代わりに、息の解放がとれないがちである。したがって、次の例の下線部の破裂音は脱落して、一瞬の「間」として聞こえるべきところであるが、日本人の発音では脱落せず、破裂音が2つ独立して聞こえるという

傾向がひんぱんにみられる。次の例の下線部は脱落する音をあらわしている。

(例-8) asked [æskt] stopped [stɒpt] begged [begd]
factory [fæktri] collect [kəlekt]
don't talk [daunt tɔ:k] drop down [drɒp daʊm]

3. 息の流れと発音の基本的しくみ

3-1) 発音のしくみ

音声とは、口、鼻、咽頭、喉頭、気管、肺という音声器官をつかって作り出すところの空気の振動である。

肺と声道の境に声帯がある。この声帯がわずかな透き間を残して閉じた状態のとき、肺から出る空気の圧力で、声帯が振動する。これが空気の振動を作り出す。声帯を緊張させたり、弛緩させたりすることができ、それによって、声帯の振動数が変化し、高い「こえ」や低い「こえ」が作られる。声道の部分は共鳴箱にあたる。

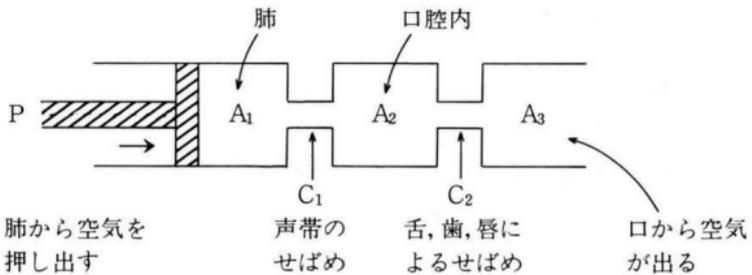
声道がもし常に単一の形であるならば、たとえば一本の立て笛のようなものであるならば、ドレミファという高低は区別してだせるが、単一の振動数にか共鳴しないので、同じ音色の音しか出せないということになるだろう。だが、人間の声道は喉頭より上の部分で、実際は全体で複雑な形をした一本の管である。しかも唇の形、舌の高さ、形状を変えることによって、また鼻腔を使うことによって、声道の空気柱はさまざまに形をかえる。そのさまざまな形の空気柱の固有振動数と一致した周波数の音だけが、共鳴し、口の外の空気を動かして音波となる。このようにして、さまざまな種類の母音、流音、鼻音、半母音を作り出される。つまり、人間の体をつかってできているこの笛は、例えば、トランペット、フルート、オーボエ、ピッコロなどを1つにまとめたような、何種類もの音色を出せるきわめて高性能の笛というわけである。

この他の言語音として、摩擦音と破裂音がある。摩擦音はやかんの湯気がシューッとせばめられた穴から乱流性をともなって出てくるの似ている。口腔内を流れる気流は、舌および唇によりせばめられるが、完全に遮断されることは

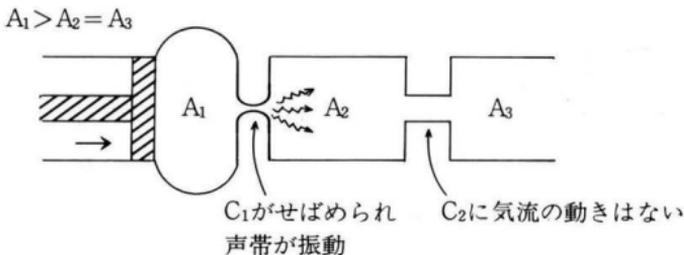
なく乱流性を伴ってあらわれる。破裂音は声道の中のある部分を完全に閉じ、肺からの空気圧を高くして、その閉じた部分を急に開いたときに出る音である。^(注2)

3-2) 気流圧と音声の関係

口腔内の気流圧を検討する場合、下図のように簡略化して空気の流れをみるとわかりやすい。Pはピストンで、肺からの空気を押し出す効果をもつ。C₁は声帯によるせばめ、C₂は舌、歯および唇によるせばめである。A₁、A₂、A₃はそれぞれの位置での空気圧をあらわしている。

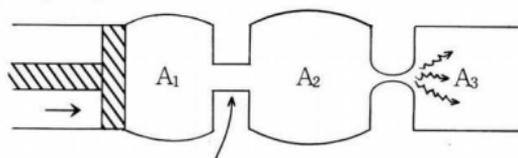


母音：C₁がせばめられ、C₂が開いている場合。A₁(声門下圧)が増大し、声帯の振動が生じやすくなる。



無声子音：C₁が開き、C₂がせばめられるか閉じられている場合。声帯が開いているので声帯振動は起きないが、声道のせばめの位置まで気流圧が増大し、空気振動をおこすのに十分なものとなる。

$$A_1 = A_2 > A_3$$

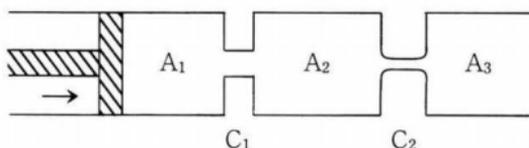


C_1 の声帯はひらき
気流の動きはない

声道にせばめ、あるいは
閉鎖ができています

気音 [h] : 声帯と声道内に実効的なせばめがない。口腔内の気流圧は外部の大気圧と同じになる。

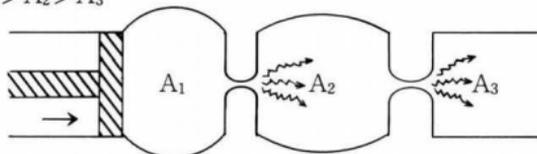
$$A_1 = A_2 = A_3$$



断面積は $C_1 > C_2$

有声子音 : 声帯と声道内の両方にせばめが作られる。声門下圧と声道内の気流圧は増大

$$A_1 > A_2 > A_3$$



3-3) 破裂音の調音の3つの過程

破裂音の調音は、口腔内の息の閉鎖—保持—解放の3つの過程から成り立っている。舌や唇などを使って息の流れを閉鎖し、閉鎖を保持して息をため、次に口腔内の閉鎖部分を押し破るようにして、息を破裂的に流出することによって発音する。それを次のように図式化してみる。



閉鎖 保持 解放（口腔から息が外に流出）

破裂音の種類 [p, t, k] は口の中のどの部分で息を閉鎖したかによって決定される。だが、腔内のはほぼ同じ位置に閉鎖をつくる子音でも、その実際の物理的特徴は言語によって、また語頭か、語中かによって、かなり違ってくる。これは閉鎖の持続の長さ、流れ出る息の量、破裂の強さの程度、アスピレーションがでるかどうかなど、流出する息の特徴が微妙に音質を決定するからである。

3-4) スペクトログラムで音響的に確認される3つの過程

破裂音はスペクトログラム (spectrogram) の上で、静止部 (silence) と破裂 (burst) が明確に確認できる。どの破裂音であるかということは後続の母音のフォルマントの変移部分 (transition) によって基本的には確認される。静止部は“空白”部分で、全周波数領域にわたり、音響エネルギーの分布が存在していない。このことは調音的には空気の流れがここで閉鎖されていることを示している。この“空白”部分はしばらく継続する。ここが保持の過程にあたる。破裂部分は急激な解放による気流の流出を示す部分で、息が解放される瞬間に現れる鋭い棒状のパターンであるスパイクフィル (spikefil) が確認できる。このスパイクフィルのあと母音のフォルマントがあらわれるまで、アスピレーションがはっきり観察できる場合がある。アスピレーションがあらわれなくとも、スパイクフィルから後続の母音のフォルマントがあらわれるまでの空白部分では、息が解放されている。

3-5) VOT値と破裂の強弱

VOT (voice onset time : 声帯振動の開始時間) とはスパイクフィルから声帯振動が始まるまでの時間をあらわし、有声音の場合、声帯の振動が息の解放より先行し、無声の場合には解放と同時か少し遅れる。このことを区別す

るために有声音の場合マイナス値、無声音の場合プラス値であらわす。有声音の場合、スパイクフィルより早く声帯振動があらわれるのは、気流の動きのせいである。つまり、肺から押し出された空気がまずせばめられた声帯を振動させながら通過し、その通過した空気が次に声道の閉鎖によって口腔内にためられ、その息が解放されて作られる音だからである。一方無声子音の場合は声帯は開いた状態で、声帯の振動を作らないままに空気は口腔に流れ込み、声道の閉鎖によって口腔内にためられ、その息が解放されて作られる。声帯が振動し始めるのは、後続の母音、あるいは後続の有声子音の声帯振動が始まるときで、無声破裂音自体には声帯振動はともなわない。

VOTは息を破裂するときの喉頭筋肉および呼吸筋肉の緊張性とその形状の変化、また気流圧の量と速度が複合的に作用している。したがって、VOTは調音点の違いによっても、言語の違いによっても数値に変化があらわれる。どの言語でも、[p]から[k]へと移動するにつれてVOT値は高くなる。

4. 破裂音の息の解放の単一性と多様性

4-1) 日本語の息の解放の単一性

a. 日本語の音節構造

日本語の音節は英語と違い、「時間」単位のモーラ(mora)である。モーラは母音(V)、子音+母音(CV)、半母音+母音(GV)、子音+半母音+母音(CGV)の母音で音節終わるものと、子音単独でモーラを構成する撥音(N)と促音(Q)がある。撥音とは「ん」の文字で表わされる鼻音で、後続音に調音点が同化する。促音とは「っ」の文字で表わされる破裂音で後続の破裂音の調音点に同化する。しかし、撥音と促音は語頭にくることはなく、必ず母音の後にあらわれる。促音は「あっ、火事だ」の間投詞などの特例をのぞき、原則として語末にあらわれることはないが、撥音は「本」「幸運」のように語末にもあらわれる。撥音と促音は「んん」「っっ」と連続することもなければ、お互いに隣り合ってあらわれることもない。

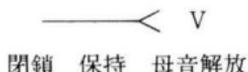
b. 日本語の破裂音の調音の基本形

音節構造のこの制約を受け、日本語では促音の場合をのぞき、1つの単語の中で破裂音の後に他の子音が続くことはない。語末が破裂音で終わることもない。句レベルで単語の境界をはさんでの語末と語頭を取り上げてみても、破裂音のあとに他の子音が連続することはない。つまり促音の場合を例外として、破裂音の後には常に母音がかかるというのが日本語発音の特徴といえる。

(例-9) 肩 [ka·ta] いか [i·ka] 糸 [i·to]

この特徴は破裂音の調音の過程に影響を及ぼし、日本語では破裂音が1つあるごとに閉鎖-保持-解放の3つの過程を必ずとる。しかもこの息の解放は母音を必ずともなって現れる。

日本語の破裂音の調音の基本形



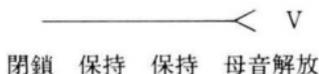
c. 例外としての促音

促音は特殊な破裂音で、語中にしかあらわれず、しかも決った音形はもたず、後ろの無声破裂音に同化して同じ破裂音となる。

(例-10) 勝った [ka·t·ta] 一家 [i·k·ka] 一斗 [i·t·to]

その結果、同じ破裂音が2つ連続してあらわれる。この場合の調音の過程は初めの破裂音で息を閉鎖し、その閉鎖を一定時間保持し、次の同じ破裂音で息を解放し、その後で母音を発音する。したがって、破裂音は2つ連続するが、息の解放は1回しかおきない。

促音の調音の過程



スペクトログラムに現れる促音の音響上の特質を調べると、普通の破裂音の場合よりも長く空白部が続き、その長さはだいたい1拍分に相当する。そのあ

とにスパイクフィルが1つ確認されるだけで、少し遅れて母音のフォルマントが続いている。このことから息の閉鎖の保持が長くなってはいるが、息の解放は1回しかおきていないということがスペクトログラムの上でも確認できる。

d. 破裂の微弱性と解放の単一性

日本語ではだいたいにおいて、閉鎖の持続は比較的短く、破裂の程度は弱い。このことはスペクトログラムで確認できる。破裂時に現れる棒状のスパイクフィルは、かすかにしか認められなかったり、一部の周波数にしか確認できなかったりすることが多い。ときには、このスパイクフィルが全く確認できず、空白部が終わると同時に母音のフォルマントが続いていることもある。特に文レベルの日本語を読んでいる場合は、こういう破裂の微弱さが頻繁にスペクトログラムで確認できる。

極端に破裂が弱くスパイクフィルが全く確認できない場合でも、空白部で閉鎖されていた息は母音の発音と共に口から流れ出る。この息の口からの流出が息の解放である。したがって、この場合も破裂音の調音は閉鎖-保持-解放の基本過程をとっているといえる。

日本語の破裂音には、1つの破裂音+母音の構造であられるという基本的特徴がある。破裂の強弱にかかわらず、閉鎖-保持-母音解放の単一な過程をとり、1つの破裂音を発音するには必ず息の解放を伴う。しかし、促音に限って例外的に破裂音連結が起り、その場合は閉鎖-保持-保持-母音解放の過程をとる。しかし、これには語中にしかあられないという厳格な制約が働いており、単語の境界を越えてあられることは決してない。

4-2) 英語の息の解放の多様性

a. 英語の音節構造：子音連結の多様性

日本語の音節構造がきわめて単純であるのにたいして、英語の音節構造は多種多様である。V (eye), CV (go), CCV (ski), CCCV (straw), VC (eight), VCC (ask), VCCC (asked), CVC (cat), CCVC (glass), CCCVC (splash), CVCC (fast),

CVCCC (tempt), CCVCC (blind), CCCVCC (sprint), CCVCCC (glimpse),
CCCVCCC (scramble)

日本語の音節構造の典型が CV で、母音で終わるのにたいし、子音で終わる CVC が英語の典型的音節構造である。子音連結が多様に 1 音節内におきるのも英語の音節の特徴で、音節の核となる母音をはさんで、基本的には前にも後にも子音連結が 3 つまで伴う。単音節語ではないが、-ed の接尾語をつけた scrambled の場合には前に 3 つ、後ろに 4 つの子音が連結している。

このように子音で終わる音節構造をもち、なお子音連結が 1 つの音節内に多様にあらわれる英語では、子音連結が音節内に限らず、音節境界を越えて語中でも、また単語の境界を越えて句レベルでもどこにでもあらわれるという特徴がある。

b. 語末の破裂音の発音：不完全解放

日本語には全くないが、英語ではごくひんぱんに破裂音で単語が終わる。“ask, pet, jump, spend, Ted, Bob, Pete”などの単語が、文末、あるいは直後に何も続かない位置にくる場合、語末の破裂音の音は、語頭の破裂音の発音とは異質であるのが普通である。語頭の破裂音の息は完全に解放されるが、語末の破裂音の息の解放は不完全に終わるのが通常で、例えば、“Did you call me, Ted?”の Ted の語末の破裂音 [d] と、Did の語頭の [d] とでは、息の解放のしかたに違いがでてくる。この Ted の [d] で息を解放させて発音すると、特に区切って発音しているという印象が強すぎ、慎重な発音、あるいは妙に格式ばった印象をあたえ、普通の会話の発音としては不自然である。

“語末の破裂音は「不完全」解放”を示す。不完全解放とは、口の閉鎖の背後にある圧力を次第に下げた後に閉鎖をゆっくりと解放するか、あるいは口の閉鎖の解放にさきだつて、鼻腔への流気の通路の軟口蓋による閉鎖をゆっくり解放することをいう。そうすると母音の前におきる破裂音に特徴的にあらわれる解放音がきこえない。この不完全解放は聴覚的には解放が全く行われなかったのと同じ印象を与える。”（今井邦彦（1989）“音声学的比較” p p. 49 「日英語比較講座 第1巻 音声と形態」大修館）

この不完全解放の破裂音の調音過程はの次ように図式化できるろう。

文末の破裂音の調音過程

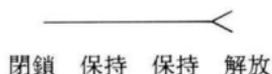


c. 同一の調音点をもつ破裂音の連結

C₁C₂の連続で破裂音の直後に破裂音又は破擦音がつづくとき、C₁の解放に影響が出る。典型的に影響があらわれるのはC₁とC₂の調音点が同じ場合である。調音点が同じ場合、C₁C₂の発音は2つの破裂音を独立に発音する場合にあらわれる閉鎖-保持-解放、閉鎖-保持-解放というくりかえしの過程は踏まされず、閉鎖-保持-保持-解放という過程が1回おきる。したがって、日本語の促音と同じで、保持時間の長い破裂音となる。

これは図式化すると以下のようになる。

同一調音点の破裂音連結の調音過程



自然な発話では同一句内の単語を発音するのに、単語と単語の間にポーズをおいて発音することはない。したがって、このような子音連結は単語の境界を越えて頻繁にあらわれる。たとえば、“white tie, good deal, bed time, blackcat, dark girl”などがあげられる。これらの場合の調音の過程では、C₁はまったく息の解放をもたない。(今井邦彦“音声学的比較” p 49 「日英比較講座第1巻 音声と形態」)

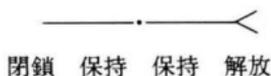
d. 異なる調音点をもつ破裂音連結と破裂音+破擦音の連結

またC₁とC₂の調音点が違う破裂音連結、および破裂音+破擦音の場合にも、C₁にはなんらかの影響がおきる。“kept, asked, hugged, jabbed, capture, picture, big boy, wide park, night gown, big chestnut, old judge”の場合、C₁の息の解放が行われる以前あるいはそれと同時に、C₂の発音のため異なる口腔内の位置で閉鎖が形作られる。そのためC₁とC₂の間には、C₁の破裂音に

普通みられる息の解放はない。この間息の流れは止められていて、閉鎖位置の移動に必要な舌や唇の動きがあるのみである。このため、母音の前で典型的にあらわれるC₁の破裂の音は聞こえない。

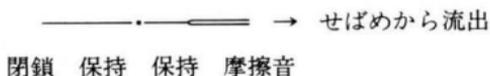
以下の図式で、印“・”を次の子音の発音のための口腔内の舌、唇の位置、形の変化があることをあらわすものとして使う。破擦音は破裂音と同じくはじめに閉鎖をもつ摩擦音である。

異なる調音点の破裂音連結の調音過程



“・”は口腔内の舌、唇の変化(閉鎖位置の移動)

破裂音+破擦音の調音過程



e. 破裂音+流音, 破裂音+鼻音, 破裂音+摩擦音の連結

日本語の場合とちがって、英語では破裂音のあとに母音だけではなく、子音も自由に続く。閉鎖音以外の子音である流音の [l] [r], 鼻音の [m] [n], 摩擦音の [s] [ʃ] [z] [ʒ] [f] [v] [θ] [ð] が続くとき、破裂音の息の解放はおきるが、母音が続くときのような典型的な破裂の音にはならない。

[l] の調音は、舌を歯茎にあて完全な閉鎖をつくるが、舌の両側の空気の通り道は開かれていて、[l] を発音する間息は流れ続けている。破裂音のあとに [l] が続く場合、破裂音の息の解放が行われる以前、あるいは同時に閉鎖の位置は移動して舌は歯茎にあてられており、息の解放と同時に [l] 音を作りながら息は舌の両側から流れ出て行く。したがって、母音が続くときと同じ破裂の音にはならない。とりわけ [t l] [d l] の連結の場合、舌は [t]

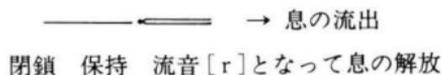
[d] の閉鎖をつくったのち、すこし後にずらすだけで [l] 音に続くので、破裂音の息の解放と同時に歯茎から舌を離したりしない。例 :little, girdle,

破裂子音 + [l] の調音の過程



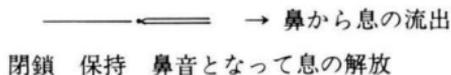
[r] の調音は、舌尖が歯茎部の後部に向かってもちあげられ、舌の中央部に凹みを作り、舌全体は緊張している。舌はどこにも接触しておらず、またせばめも作らないが、この舌の形が息の流れを妨げている。しかし、空気の通り道は開かれていて、[r] の発音の間息は流れ続ける。破裂音のあとに [r] が続くとき、息の解放と同時あるいはすぐあとに [r] の音色をつくりながら、息は口から流れ出る。例 :straight road, cab rank, big road, wide road,

破裂音 + [r] の調音の過程



破裂音のあとに鼻音 [m], [n] が続く場合、破裂音の解放の前、あるいは同時に、鼻音のそれぞれの調音点の位置に舌や唇をつかって口腔内に閉鎖を作り、息を口腔内にため、その息を鼻から出しながら鼻音の発音をする。したがって、この場合の破裂音の息の解放は破裂的な音を作りださず、鼻音となる。例 :milkman, postman, picnic, abnormal, loud noise, get married, help me, don't know,

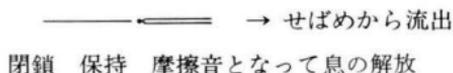
破裂音 + 鼻音の調音の過程



破裂音のあとに摩擦音の [s] [z] [f] [v] [ʃ] [ʒ] [θ] [ð] が続く場合、破裂音は息の解放と同時、あるいはそのすぐあとに摩擦音に続き、息

は口腔内のせばめから気流をともなって摩擦音になって流れる。したがって母音の前で典型的にあらわれる破裂の音と同質とは言えない場合もでてくる。例 :grandfather, good thing, hot valley, add them, don't speak, red shirt, black vest, big zoo,

破裂子音+摩擦音の調音の過程



f. 息の解放の過程の多様性

英語は子音連結が自由におこる言語であるので、破裂音の後ろには母音だけでなく、さまざまな子音が続く。後に続く子音の調音の影響を受けて、破裂音の息の流出の仕方に違いが現れる。したがって、破裂音の調音の閉鎖—保持—解放の過程で解放のありかた自体が多様に変化する。これは英語特有の特徴とは必ずしもいえないが、日本語と比較すると、きわだった英語の特徴といえる。

g. 破裂の強度の多様性

まず第1にあげられる英語の破裂音の特徴は、語頭で強く破裂するということだ。ストレスのある母音の前の破裂音のスペクトログラムの分析から、語頭の破裂音には、実にはっきりしかも色濃く、周波数全域に及んでスパイクフィールドが現れるということが確認できる。とりわけ、無声子音の場合には、アスピレーションがスパイクフィールドのすぐ後ろに、はっきりと幅ひろく確認できる。これは流出する息の量が多くかつ強く破裂していることを表している。この特徴は文レベルの発音の場合でも同じようにスペクトログラムで確認できる。

またこのことは、VOT 値の言語間の比較研究にり、語頭の破裂音の破裂の強さは英語特有にあらわれる性質であるということが確認されている。1964年におこなわれた Lisker & Abramson の語頭の破裂音の VOT に関する研究によると、研究対象であるオランダ語、スペイン語、ハンガリー語、タミール語、広東語、英語の6言語の中で、英語の無声破裂子音の VOT (p : 58 ms, t :

70 ms, k : 80 ms) はきわだって高いものであった。

同じインド・ヨーロッパ語族の言語と比較しても、スペイン語 (p : 4 ms, t : 9 ms, k : 29 ms), オランダ語 (p : 10 ms, t : 15 ms, k : 25 ms) の数倍の長さになっている。ちなみにハンガリー語 (p : 2 ms, t : 16 ms, k : 29 ms), タミール語 (p : 12 ms, t : 8 ms, k : 24 ms), 広東語 (p : 9 ms, t : 14 ms, k : 34 ms) もオランダ語に類似した低い値である。

日本語の語頭の VOT の平均値は清水克正 (1979) のデータによると p : 20 ms, t : 30 ms, k : 36 ms である。他の言語に比べると幾分高い値に相当するが、それでも英語と比べると1/2の値でしかない。

しかしながら、だからといって英語のどの破裂音もそうであるわけではない。破裂の強度が実に多様に变化するというのも英語の破裂音の1つの特徴である。1-2) で確認したように、無声破裂音に特徴的にあらわれる氣息の程度 (例えば p の氣息) は子音連結のなかで peak → speak → spring の順で弱くなっていく。

また、VOT 値は後ろにストレスのある母音がくるか、それともストレスのない母音がくるかによっても大きく影響をうけ、ストレスのない母音の前では低くなる。清水克正 (1983) は“Weismer (1979) の研究により、母音の緊張性の高まりは先行する子音の緊張性にも影響を与え、このことが語頭子音のアスピレーション化に影響を及ぼすと考えられる。”と述べている。

1-3) で紹介した英語の有声の [t] は、別名「ふるえる音」とも呼ばれる。ストレスのない母音の前で、かつ母音には含まれている場合の [t] は単に舌尖を歯茎に軽く接触するだけである。普通の [t] にくらべると舌尖の圧力は実に微弱になっている。このように破裂音とは呼びにくいほど弱い破裂から、他の言語の何倍も強い破裂まで、破裂の強弱が多様に变化する。

4-3) 破裂音の息の解放の仕方まとめ

日本語の音節は「時間」単位のモーラで、母音で終わる CV を典型的音節構造とする。音節構造にかかる制約から子音で終わることも、子音連結が自由に

ゆるされることもない。これを反映して破裂音の調音過程は、基本形と例外としての促音の2種類しかない。しかも息を解放する仕方はどちらの場合も単一的で、かならず母音をともなう。

- 1) 基本形  V 閉鎖—保持—母音解放
 2) 促音  V 閉鎖—保持—保持—母音解放

一方英語の音節構造は、子音でおわる CVC を典型とし、子音連結が多種多様にあらわれるという特徴がある。破裂音の調音の過程は、この多種多様な子音連結を反映してさまざまである。

3) 文末の CVC

 # 閉鎖—保持—不完全解放

4) 同一調音点の破裂音連結

 閉鎖—保持—保持—解放

5) 異なる調音点の破裂音連結

 閉鎖—保持—保持—解放

6) 破裂音+破擦音連結

 → 閉鎖—保持—保持—せばめから解放

7) 破裂音+流音

 → 閉鎖—保持—流音のわきから解放

8) 破裂音+鼻音

 → 閉鎖—保持—鼻から解放

9) 破裂音+摩擦音

 → 閉鎖—保持—せばめから解放

3と4の解放はその後に母音がかかる“black cat”の場合は母音解放となるし、そのあとにたとえば [r] がかかる“black crayon”の場合は流音のわきからの解放となる。このように、子音連結 C₁C₂において C₁が破裂音の場合、その調音は閉鎖—保持でおわり、その息の解放は後続音と結びつく。したがって、耳

にはC₁の音は脱落して、音は聞こえず「間」が残る。また破裂音が単独で文末にくる場合は閉鎖-保持でおわり、不完全な解放となる。

5. まとめ

日本人学習者の破裂音の発音における2種類の誤りの傾向は、日本語の破裂音の息の解放の仕方の基本的特性が干渉してでてきたものである。日本人学習者は、英語の子音連結において、破裂音が後続音とむすびついて多様な息の解放の仕方をしていくことに気づかない。代わりに日本語の単一な息の解放の仕方をあてはめて発音してしまう傾向がある。そのため、破裂音があると語末でも母音をいれて発音してしまう。また母音をいれなくても、息の解放をそのつどする傾向がある。とくに多音節語内の音節の境界をこえた子音連結は苦手で、息使いがわからず、無意識の内に母音をいれて音節数をふやして発音してしまう。あるいは、破裂音ごとに息の解放を一回入れてから次の子音を発音するので、本来ならば、音としては脱落すべきところが脱落しない。単語の境界をこえて子音連結がある場合は、なおさらこの傾向が強くなる。

また、日本語的息の解放の仕方では、息の出し方はあまり強くなく、強弱の差もあまりなく、モーラごとに一定している。一方、英語的息の解放の仕方では、一回の息の出し方は基本的に大変強い。そのうえ、後ろの母音のストレスの有無によって息の強弱の差ははげしく変わる。一定量の息を同じように出し続けるのが日本語の特徴なので、英語の一回の息の量の大小、息の解放の強さに強弱があることに全く気づかないでいる学習者がいる。また気づいていても、日本語的息の出し方が無意識のうちにじゃまをして、強弱をつける息のつかい方がなかなか習得できないでいる学習者はことのほか多い。

日本人学習者の破裂音の発音の誤りを矯正するには、単に単独の破裂音の調音点の指導と、アスピレーションを入れた強い破裂のしかたを指導するだけでは十分ではない。日本語からの息使いのしかたの干渉を取り除くには、日本語との違いを理解させながら徹底的に指導訓練しなければならない。したがって、語末の不完全解放の発音のしかた、及び音節の境界や単語の境界をこえて子音

連結がおきている場合、破裂音が後続音とむすびついて多様な息の解放のしかたをすることを、組織的に集中して指導訓練する必要がある。また英語らしい破裂音の発音を習得させるには、強い息使いだけでなく強弱を自在につけて息を解放する仕方を指導訓練する事が必要である。

今後、この方向に沿って更に日英語の発音に関する比較研究が深められるならば、より本質的な発音上の特徴を明確にすることができるだろう。そうすれば、学習者にとって必要な発音訓練がどこにあるのかがもっと明確に位置付けられるにちがいない。母国語からの干渉を早い時期に取り除くためにも、この分野のさらなる研究が望まれる。

注)

- 1) c f. そのほか *skw-*, *skl-*, *skf-* などの例もみられるが、範例的なものではないので上の表からは省いてある。
- 2) p p. 38 「日本語音声学」水谷修1978 シャンパンのびんの口を開けるときに出る音と同じ性質の音と水谷は言っている。

参考文献

- 今井邦彦 “音声学的比較” p p. 7～p p. 68 「日英語比較講座 第1巻 音声と形態」1980 大修館書店
- 太田朗 「米語音素論」1959, 研究社
- 大塚高信編 「米会話発音教本」1966, 南雲堂
- 清水克正 「音声の調音と知覚」1983, 篠崎書林
- 城生佰太郎 “4章 現代日本語の音韻” 橋本万太郎編「日本語の音韻」1977, 岩波書店
- 杉藤美代子 “3章 音声の物理的性質” 大野晋他編「岩波講座 日本語5 音韻」1977, 岩波書店
- 杉藤美代子 “第3章 アクセント イントネーションの比較” 国広哲弥編「日英語比較講座1 音声と形態」1980, 大修館書店
- 杉藤美代子 沢島政行 “第2部第3章 調音動作の時間的特性” 井上和子編「講座 現代の言語1 日本語の基本構造」1983, 大修館書店
- 杉藤美代子 “音節か拍か—長音・撥音・促音—” 杉藤美代子編「講座日本語と日本語教育2 日本語の音声・音韻 (上)」1989, 明治書院

- 村木正武 中岡典子 “撥音と促音” 杉藤美代子編「講座日本語と日本語教育 3 日本語の音声・音韻（下）」明治書院，1990
- 成田義光 長谷川存古，小谷晋一郎「講座・学校英文法の基礎 第1巻 発音・綴り・語形成」研究社，1983
- Lehiste, I. “An Acoustic-phonetic Study of Internal Open Juncture,” *Phonetica* (Supplement) 5, 1960
- Lisker, L and Abramson A. S. “The Voicing Dimension: Some Experiments in Comparative Phonetics” *Proceedings of the 6th International Congress of Phonetic Sciences, 1964*

Japanese Nasal /N/: a Diacronic View

Shusse Naoe

Introduction

It will be shown that alternation between /u/ and the mora nasal /N/¹ has been a characteristic sound change that often appears in the history of Japanese. It is not only found in vestigial morpho-phonemic remnants, but it also occurs in modern Japanese as a still active allophonic rule. A part of what is often referred to as /u/-*ombin* ('customary euphony') and /N/-*ombin* may be a result of that same process, which is traceable to the phonology of eighth century, or older Japanese. That is to say, some /u/-euphony word forms and /N/-euphony word forms are related by a phonological process that reflects the historical developments of the two types of euphony.

The obstruent opposition in old Japanese is assumed here to have been that of prenasality, not the generally accepted opposition of voice. It will be shown that the /u/ ~ /N/ alternation may be a result of the ancient prenasal vs non-prenasal opposition.

1. Alternation in History

Throughout the history of Japanese one discovers any number of alternations between /u/ and nasals (/u/-*ombin* and /N/-*ombin* in traditional terminology). Some examples are given below:

/kaNbasi/ ~ /kaubasi/	('smell good'),
/yoNde/ ~ /youde/	(a conjugation of 'read'),
/temidu/ > /teudu/ > /tyoozu/	('hand-washing water'),
/maraNdo/ ~ /maraudo/	('guest'),
/kuraNdo/ ~ /kuraudo/	('an official'),
/kamibe/ > /kaube/	('head'),
akiNdo/ ~ /akiudo/	('merchant')
yamaNba/ ~ /yamauba/	('mountain hag')
/samurau/ ~ /saurau/	(to be attendant)
/ramu/ ~ /ran/ > /rau/	(auxilliary 'will') ²

Except for the first two and the last examples, the above are all noun compounds that consist of two elements each. For example, /maraNdo/ is usually analyzed as /mara/ ('rare') and /bito/ ('man'), allomorphs of /mare/ and /hito/ respectively. These are examples so-called /N/-*ombin* and /u/-*ombin*. Nasals are not the only segments involved; obstruents *ca* also change into /u/, as the following examples indicate.

/*kapute/ > /kauta/	('buy' and dialectal 'bought') ³
/*wopito/ > /wauto/	(/otto/ ⁴ 'husband')
/*otopito/ > /otouto/	('younger brother')
/nakabito/ > /nakaudo/	('go-between')
/kaku/ > /kau/	('in this way')
/yauyaku/ > /yauyau/	('gradually')

Here I will make a non-traditional distinction between the two kinds of /u/-*ombin*; i.e. those that appear to involve also /N/-*ombin*, and those do not. The former will be referred to as /N/ ~ /u/ alternation. In other words, a certain part of so-called /u/-*ombin* and /N/-*ombin* are interrelated processes. The main idea in the present study is that the /N/ ~ /u/ alternation goes back to the phonology of ancient Japanese, probably in the eighth century or before, when the obstruent opposition was not between voicelessness and voicedness (as in more recent Japanese) but probably between pre-nasality and non-pre-nasality.

2. Ancient Japanese Phonology

Japanese in ancient times is usually assumed to have had the following characteristics.

1. Voiced obstruents did not occur initially in native words (*yamatokotoba*); which is to say that voiced obstruents always occurred medially, especially in compounds. Words beginning with a voiceless obstruent frequently changed into a voiced obstruent in compounds; for example, /tori/ ('bird'), /yama/ ('mountain'), but /yamadori/. This is called *rendaku*, or sequential voicing. There were no final obstruents, since Japanese was already a CV language.
2. There was not a mora nasal /N/ yet; it developed much later in the history, probably in the twelfth century, (Vance, 1987, 108), after the massive Chinese borrowings.

3. The modern /h/ was probably a bilabial stop [p] or a fricative [ɸ].⁵

The list could be extended further, but the above three seem to be the most important in the /N/ ~ /u/ alternation.

2.1. *Rendaku*, or Sequential Voicing.

Among the traditional distinctions in Japanese phonology are *seion* and *dakuon*. *Seion* refers to a CV syllable beginning with a voiced obstruent, and similarly *dakuon* (the same as *daku* in *rendaku*) refers to a CV syllable with an initial obstruent of the voiced category. This is generally true in modern Japanese except for a few dialectal variations. However, there is no guarantee that it was also true in older forms of Japanese (Komatsu 1981, 57). The essential problem here is the writing system of Japanese itself. In the early stage (the eighth century, for example) of writing, only Chinese characters (*kanji*) were used, mostly by representing each Japanese syllable with one Kanji (*man'yogana*). Moreover, while *Kana* syllabary representing syllables developed, the predominant custom was not to assign any diacritical mark to indicate *dakuon*. Syllabic writing systems are intrinsically more difficult than alphabetical systems when one tries to identify phonetic values because they represent syllables, not segments.

Some authors claim that a nasal quality, and not the modern voice, was the distinctive feature in ancient Japanese. Mabuchi (1971, 34–36) states that Japanese obstruents contrasted with respect to nasality in the eighth century. His arguments are convincing, since the majority of the *kanji* used in *man'yogana* to represent *dakuon* obstruents represented syllables with initial nasals in Chinese of the same period. Ōno (1990) writes that *dakuon* obstruents were pre-nasalized until Muromachi Period, and states that modern Japanese [ŋ] is a surviving descendant of the prenasality immediately before medial *dakuon* obstruents.⁶ Vance (1987, 108) goes further and says;

. . . there is good reason to believe that voiced obstruents were prenasalized in Old Japanese, and some modern dialects, notably those of southern Shikoku and northern Honshu, have retained prenasalization to some extent.

though it is not clear what he means by “Old Japanese.”

By way of contrast, Hashimoto (1966) seems to be unconcerned as to the phonetic value of *dakuon*, and Hashimoto (1980, 142- 143) nonchalantly says that *dakuon* obstruents were voiced obstruents, dismissing modern /ŋ/ as a later development.

If the above assertions favoring prenasality are true as I assume they are, then the translation of *rendaku* as “sequential voicing” is rather awkward, so I will use *rendaku* for lack of a better expression.

2.2 “Fossilized” Evidence in Support of Nasality

Besides the dialectal nasal quality of *dakuon* obstruents, alternation between nasals and stops can be seen in fossilized allomorphs. See the following:

/taNbo/ (ta + po) ⁷	‘rice field’
/hiNgasi/ > /higasi/ ⁸	‘east’
/kaNzasi/ (kami + sasi)	‘hairpin’
/hemi/ > /hebi/ ~ /habu/ ⁹	‘snake’
/akaNboo/ (aka + boo)	‘baby’
/koNbu/ ~ /kobu/ ¹⁰	‘seaweed’
/tobi/ ~ /tombi/	‘ <i>Milvus Migrans</i> ’
/KaNmuri/ ~ /kaburi/	‘head’, ‘nod’
/uba/ ~ /oNbohigasa/ ¹¹	‘old woman’, ‘overprotection’
/samurau/ ~ /saburau/	‘to be attendant’

Besides, a large number of one-time compounds (some of which appeared previously) reveal hidden /u/-euphony. Consider the following. (type A)¹²

/mare + bito/ > /maraudo/ ~ /maraNdo/	(‘guest’) ¹³
/waka + bito/ > /wakaudo/	(‘youngster’)
/naka + bito/ > /nakaudo/	(‘go-between’)
/oti + bito/ > /otiudo/ ¹⁴	(‘defeated soldier’)
/mata + bito/ > /mataudo/	(‘honest man’)
/kata + bito > /kataudo/	(‘ally’)
/koma + bito/ > /komaudo/	(‘foreigner’)
/mesi + bitto/ > /mesiudo/ ¹⁵	(‘servant’)
/aki + bito/ > /akiNdo/ ¹⁶	(‘merchant’)
/yori + bito/ > /yoriudo/	(‘official scribe’)

/mati + bito/	>	/matiudo/	('townsfolk')
/uti + bito/	>	/utiudo/	('naive man')

Compare the above with the following.

(type B)

/wo + hito/	>	/wotto/	('husband')
/oto + hito/	>	/otouto/	('younger brother')
/imo + hito/	>	/imouto/	('younger sister')
/to + hito/	>	/tohito/	('foreigner')
/mewo + hito/	>	/mewoto/	('married couple')
/siro + hito/	>	/sirauto/	('amateur')

These two groups differ in final syllables; type A compounds end with *dakuon* CV /_do/, while type B compounds end in /_to/. The original forms on the left side of Type A have /bito/, and those of Type B have /hito/, which is an allomorph of /hito/ ('man') as in /hitobito/, ('people'). These two types came forth presumably along the following line.

Process A:

*waka_m bito > *wakaNdo > *wakaudo > wakaudo > wakoodo
 (prenasalization → /N/ formation → nasalized /u/ → denasalized /u/)

Process B:

*otopito > *otoΦito > *otowito > otouto > ootoo

In other words, /mb/ is the source of the /u/ ~ /N/ alternation. Here *dakuon* is assumed to be nasality before voiced consonants. (/mb/ is a prenasalized voiced bilabial stop). Process B is a textbook account in Japanese philology for explaining how Japanese labials degenerate into a non-labial sound.

It is likely that the difference between the two types was caused by *rendaku*; those compounds which underwent *rendaku* developed into Type A words, and those which did not undergo it retain the original final voiceless /_to/. As for the feature spread of nasality on adjoining syllables, see Kawasaki, (1986).

The reality of Process A may be shown by *reductio ad absurdum*. Suppose the Type A words also derived from a process similar to the Type B process, i.e.

wakabito > *wakaβito > *wakawito > *wakauto

it would be impossible to explain: (1) the reason why the two types end in different syllables. (2) the consistent changes in Type A and Type B words; all words ending in /_to/ had original /hito/ and all words ending in /_do/ had original /bito/. In fact, the data collected for the present study show no direct counter-examples to this consistency. Another ground for considering Process A to be warranted is attestations in the literature; /akiNdo/, /kuraNdo/, and /maraNdo/ are attested forms, and become dictionary entries.¹⁹

Both the processes consistute examples of /u/-euphony, but the two should be distinguished, for otherwise it would not be clear why the Type A compounds end with /do/ while the Type B compounds end with /to/. Mabuchi (1971) says it is not known why /u/ and /N/ alternate in /kuraudo/ and /kuraNdo/. As shown above, the postulation of prenasalized /*_mb/ makes the alternation very natural.

3. Vestiges in Modern Japanese

Process A summarizes the sound changes that presumably were active allophonic rules at some period in ancient Japanese, though it must have taken a long time to complete the process. The latter part of the process /aN/ > /aũ/ > au/ seems to occur again and again. (See the /u/ ~ /N/ alternation given earlier).

/N/ epenthesis, which is in a way similar to the above given examples of /m/ ~ /b/ alternation, is still a productive morpho-phonological tendency: e.g. /-boo/ > /-Nboo/.

/abare + boo/ > /abareNboo/ ('rough person')

/kuisugi + boo/ > /kuisiNboo/ ('big eater')

/oisii + boo/ > /oisiNbo/ ('gourmet')

The first example /abareNboo/ may be a result of a process /ru/ > /N/,

which is also common in Japanese. The last example, however, is suggestive in that it is a very recent coinage, no older than a few years.¹⁶

Phonetically speaking, the latter part of Process A (i.e. /N/ ~ nasalized /V/) is an active allophonic rule in modern colloquial Japanese /VNV/. Consider the following:

- /seNeki/ → [se̞eki] ('military service')
- /siNiti/ → [si̞tsi] (personal name)
- /deNwa/ → [de̞wa] ('telephone')
- /hoN#o/ → [ho̞o] (accusative 'book')¹⁷
- /hoN#uru/ → [ho̞uru] ('sell a book')
- /hoN#aru/ → [ho̞aru] ('there is a book')¹⁸

The last four examples clearly are modern versions of the historical /N/ ~ /u/ alternation. In articulatory terms, the above six are examples of anticipatory nasal assimilation; the velum is lowered prematurely in anticipation of the following /N/. The cause of the nasalized [ū] is also premature rounding of the lips that spreads backward from following vowel. Nasalized [i] occurs for the same reason in the first two examples. This might explain another euphony, namely /i/-euphony¹⁸, but it would be beyond the scope of the present study.

4. Conclusion

It has been shown that some of the /u/-euphony and /N/-euphony are explainable by postulating prenasalized voiced obstruents in ancient Japanese. Moreover, they may be partially subsumed under the heading "/N/ ~ /u/ alternation. This alternation derives from phonetic rule(s) of ancient Japanese, and leaves morpho-phonemic traces. Similar processes are observable in the allphones of modern Japanese. Thus it will be fair to say the alternation is something very natural in the phonology as well as the phonetics of Japanese, synchronic and diachronic.

Notes.

1. /N/ is defined here to be a nasal sound that constitutes a mora and/or a syllable, so /mu/ is also a /N/ if pronounced that way.
2. In all the examples (including those in following paragraphs) asterisks

are added to word forms that are not entries in either *Iwanami Kogojiten* or *Shincho Kokugojiten*.

3. /au/ in all these examples underwent still another sound change and developed into /oo/: e.g. /otooto/, ('younger brother'). The modern descendant of the first example is /koota/, a southern dialect form. The first three examples represent the sound changes /^{*}p/ → /^{*}Φ/ → /^{*}w/ → /u/. Whether a similar process affected /nakabito/ > /nakaudo/ will be substantiated in 2.3.
4. This is also an example of *soku-ombin*, "choked sound euphony"
5. There is no general agreement as to when the /p/ → /Φ/ sound change occurred.
6. Ōno, 1990.
7. It is possible that some of these one-time compounds were Noun + possessive particle *na* + Noun sequences. See Vance, (1987).
8. (in connection with note 7.) /^{*}pi no kasi/ → /hiŋgasi/.
9. /hemi/ is an older form, and it is found in dialects.
10. *Iwanami Kogojiten* assigns *kombu* to Ainu.
11. /oNbo hi gasa/, ('nursemaid and parasol')
12. All these examples ending in /hito/, /bito/ come from dictionary entries in *Iwanami* and *Shincho*.
13. *Iwanami* has /marauto/, but *Shincho* has /marauodo/.
14. Type A words fall into two categories; /_iudo/ and /audo/; the former may be involved in /i/-euphony. See 3.
15. *Iwanami* has /mesiuto/ but /mesiudo/ is found in *Shincho*.
16. Hanasaka, *Oishimbo*, which is a comic book.
17. The last three examples are taken from Vance, 35–37.
18. If it is so, then it is another support for the hypothetical prenasalization in ancient Japanese.

BIBLIOGRAPHY

- Hashimoto, S. *Kokugo on'inshi*. Tokyo, Iwanami, 1966
- Hashimoto, S. *Kodaikokugono on'innitsuite*. Tokyo, Iwanami, 1980.
- Hisamatsu, S., et al. *Shincho Kokugojiten*. Tokyo, Shinchosha, 1965.
- Kariya, T., Hanasaka, A. *Oishimbo*. Shōgakkan, Tokyo, 1987.

議院規則に関する一考察

福 岡 英 明

はじめに

- 1 議院自律権と議院規則制定権
- 2 議院規則と国会法
- 3 議院規則と決議
- 4 議院規則と司法審査

結びにかえて

はじめに

議院がその内部組織を議院自律権の具体的表現形態である議院規則により定めるということは、いわば比較憲法・国会法の常識あるいは公理に属するといえる。しかしながら、日本では、実際には国会法がこれを定め、議院規則がその細目を規定するという方式がとられている。したがって、常任委員会のように各議院共通の内部機関の場合はその弊害が小さいといえるかもしれないが¹⁾、各議院独自の手続や内部機関の場合にそれを国会法で定めることには各議院の自律権を侵害ないしは制約する恐れが多分にあるといえよう²⁾。最近のそのような例としては、参議院改革の目玉として導入された参議院調査会の創設過程を挙げることができる。ただし、それ自体は本稿の課題ではないので立ち入った考察は差し控え³⁾、ここでは一般論として各議院独自の手続や内部機関についてまで国会法で定めることが他院の干渉を容易にしているのみを確認するにとどめ、以下、このような問題の基礎にあると思われる議院自律権、とりわけ議院規則について考察することとする。

- 1) それでもやはり疑問がないわけではない。周知の通り、昭和55年の国会法第12次改正（第91回国会）により、衆議院に2個の常任委員会（科学技術・環境）が新設され、いわゆる「跛行的常任委員会制度」が導入されたが（国会法41条）、これについては、「跛行的なことを両議院共通法規たる国会法に書く必要があるのか、原点に戻って、各議院の自律権（規則制定権）との関係から根本的な疑問が生じることは確かである」との批判がある（鬼塚誠「衆議院のみ常任委員会を増設した跛行的常任委員会制度の誕生」時の法令1077号・1980・18頁）。なお、この改正の際、両院の議運委理事会在「両院の合意の範囲内で各院が独自に制度改正できる」旨を同時に申し合わせていたことは銘記されてよいだろう。これについては、「まさに懸案の『参院改革』への『突破口』を開く意義をもつものとして評価に値するであろう」との指摘がある（高野真澄「参議院改革の諸問題」法律時報52巻6号・1980・42頁）。
- 2) かくして、昭和40年代後半に自由討議制の復活が議論されていた際、「もとより参議院規則で定めることも自由であるが、議院運営の『慣例』として復活・定着させていくことで足りるであろう」と指摘されていたことが想起されてよい（高野真澄「国会法と議院の自主・独立性について」法律時報47巻7号・1975・126頁）。
- 3) 参議院改革の全体的な流れについては以下を参照。田島信威「参議院改革の概要について」金沢工業大学人間科学研究所報2号（1988）152頁以下。佐藤功「国会改革問題の経過と現状（上）（下）」ジュリスト883号（1987）42頁以下、885号（1987）62頁以下。次に、参議院調査会の創設過程について簡単に見ておく。参議院はその政党化が進み、衆議院のカーボン・コピーといわれ、その存在理由自体まで問われるまでになっていた。そこで、その独自性を発揮し、信頼を回復することが課題となっていた。河野議長時代の昭和46年9月、参議院問題懇談会（議長の諮問機関）は、その答申の中で「参議院の性格と参議院議員の任期とにかんがみて、長期的、大局的視野に立った国政の調査を大に行うべきである」と述べていた。安井議長時代の54年12月、原則として調査を行うが法案は審査しない「エネルギー対策特別委員会」が設置された。徳永議長時代の56年3月には、衆議院自民党の参議院改革プロジェクトチームが、法案審査を行わず、3年間を区切りに長期的総合的な調査を行う「調査会」の設置を提案し、次いで、同年9月に参議院改革協議会（議長の諮問機関）の小委員会も調査会制度の導入案を提示した。しかし、衆議院の自民党との意見調整が難航し、この案は流れてしまった。結局、58年7月に法案審査を行わず長期的に調査を行う2つの調査特別委員会（国民生活・経済および総合安全保障）が設置されるにとどまった。木村議長時代の60年11月、参議院改革協議会小委員会は再度、3つの調査会の設置を答申し、ようやく難産の末61年5月に3つの調査会（外交・総合安全保障、国民生活お

よび産業・資源エネルギー)の新設を内容とする国会法改正が実現した(以上、菊池守「一層の飛躍が期待される参院調査会」国会月報平成2年2月号・1990・14頁)。また、既述の56年9月の参議院側の法案において、既に調査会を国会法で定めることが考えられていたことは留意すべきである。この点、詳しくは、前田英昭「参議院調査会の創設をめぐる(その2)」駒沢大学法学部研究紀要48号(1990)137頁以下参照。

1 議院自律権と議院規則制定権

(1)議院自律権 戦後の議院自律権の代表的な研究によれば、「『議院の自律権』という文字は、日本国憲法中にないばかりでなく、おそらくこの国の憲法中にもない。しかし、自律権という文字こそ用いてないが、成文憲法を有する国の憲法中には、明らかに議院の自律権につき規定する条文が数箇条存するのがふつうであるほか、明文の規定の有無にかかわらず、立法府である議院が自らの内部の事柄について、行政権、司法権から独立して自律権を持つことは当然であるということが、各国においていわれている。行政権、司法権および他院からの干渉を受けることなく、議院内部のことに付き自ら決定するこの自主権、自治権を、『議院の自律権』と称する¹⁾」と要約されている。

ここでまず確認されるべきことは、日本国憲法に議院自律権の明文規定が存在しないことである。それは、「独立の地位をもつことの、当然の帰結」だからであり、「これに比べれば制度上の意味の限定的な議員の不逮捕特権や免責特権がかえって憲法典に規定されるのは、それが、独立的機関の構成員とされることからする当然の帰結とは考ええないことによる。憲法典に規定されなくても、議院の自律権は、議院の存在理由を確保するため不可欠で、議員特権などより重い意味をもっている」ともいわれている²⁾。

次に確認されるべきことは、日本国憲法の中にも、議院の自律権を前提とした規定が存在することである。すなわち、第55条「両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする」と第58条「①両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。②両議院は、各々その会議その他の手続及び

内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする」である。また、国会法の中にも、議院の自律権を前提とした規定がいくつか存在する。かくして、有力な学説に従って、日本国憲法および国会法に規定されている議院自律権の目録を作成すれば、以下の通りである³⁾。

(1)組織自律権としては、①院内組織の決定権、②役員の選任権（憲法58条1項）、③所属議員の身柄や身分に関する権能（a)会期前に逮捕された議員の釈放要求権、(b)会期中の議員逮捕の許諾権（国会法33条）、(c)議員資格争訟の裁判権（憲法55条）

(2)運営自律権としては、④議院規則制定権（憲法58条2項前段）

(3)秩序保持権としては、⑤議員懲罰権（憲法58条2項後段および但書き）、⑥傍聴人、議員以外の者に対する議長の排除権（国会法118条、118条の2）、⑦議長の院内警察権（国会法114条、115条）

(4)財務自律権（国会法32条）

このようになり完成された自律権が整備されているわけであるが、このうち、議院規則制定権について次に見ておこう。

(2)議院規則制定権 憲法58条2項前段は、「その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め・・・することができる」と規定している。通説の見解によれば、ここにいう「規則」は、「各議院が単独に制定する法形式をいう」⁴⁾と形式的意味において理解されている。しかし、有力な学説は、形式的に理解すると、「憲法58条2項は、各議院が各議院で制定するものを定めうとの趣旨に帰着し、意味のない同義反復に陥ってしまう」ので、この「規則」は、「議院手続準則という内容を示すものとして、もっぱら実質的に観念されなくてはなるまい。要するに、憲法の定めるところは、各議院が、自由に、その手続準則(rules of its proceedings)を決定しようということである」と述べている⁵⁾。

次に、議院規則の所管事項の範囲について見てみると、憲法58条2項は、

「その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則」としており、その趣旨は、「一般に議会の議事規則の内容として考える事項を記載しているのであって、とくにその内容を制限しているようには考えられない⁶⁾」とか、「規則事項を制限列記するものではなく、議院の活動に必要な諸事項一般を意味するものと解される⁷⁾」といわれている。したがって、議院規則は、「議院の権能行使に必要な限度において所要の定めをなし得ると解され、それが議院内部におけることがらであろうと、議院外部にかかわる事項であろうと問うところではない⁸⁾」。なお、これに関連して、所管事項に関する議院規則と法律との関係が問題になるが、それについては後に触れる。

また、議院規則が法規を含むか否かという問題について、「形式上⁹⁾、学説の対立がある。というのは、議院規則が議院の構成員だけでなく、第三者を拘束する場合があることについて異論はないからである¹⁰⁾。ともあれ、両者の対立を見てみると、まず、肯定説は、「議院規則の内容は、法規を含むことをけって排斥するものではない。ただ、ことの性質上、一般国民に直接に関係のない事柄が通常その内容になるというだけのことはなしである。したがって、それはほかの法律と同様に正式に公布することにしても、けってその性質に反するわけではない¹¹⁾」とする。これに対して、否定説は、議院規則は、「議院という独立の機関の内部事項を自律的に定める規則にすぎないとされ、人民の社会生活を規制すべき一般の法令とは異質とされる。したがって、それは公布されない¹²⁾」という。このように、公布の有無も問題とされている点にも留意すべきであるが¹³⁾、いずれにせよ、両者は実質的には大きな相違はないように思われる¹⁴⁾。

最後に、憲法58条2項の「規則」を議院手続準則という意味に実質的に解することに関連して、その決定方式が問題となる。この「規則」を形式的に理解すれば、その決定方式は「衆議院規則」「参議院規則」という法形式による成文化ということになろう。ただし、かつて参議院緊急集会規則が制定されていたように、議院ごとに単一の法典形式をとるとは限らない¹⁵⁾。これに対して、これを実質的に解する立場からは、以下のような類型が提示されている¹⁶⁾。すなわち、(イ) 議院手続準則を一括して決議する場合(法典化)、(ロ) 機に臨

み必要な準則のみを個別的に議決する場合（部分的成文化）、（ハ）先例の積み重ねとして議事録等から抽出、確認される場合（不文慣行）の三種である。後者のほうが、議院運営の実態を適切に説明しうると思われる。

- 1) 藤田晴子「議院の自律権」『日本国憲法体系 第五巻 統治の機構（Ⅱ）』（1964）313-314頁。
- 2) 小嶋和司『憲法学講話』（1982）92頁。
- 3) 同・105-109頁。大石眞「議院自律権」芦部信喜・編『憲法の基本問題』（1988）94頁以下。
- 4) 宮沢俊義・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』（1978）443頁。
- 5) 大石・前掲論文96頁。
- 6) 黒田覚『国会法』（1958）39頁。
- 7) 杉原泰雄『憲法Ⅱ』（1989）258頁。
- 8) 松澤浩一『議会法』（1987）36頁。
- 9) 清水睦「第58条」『基本法コンメンタール〔第三版〕憲法』（1986）209頁。
- 10) 藤馬龍太郎「議院規則と国会法との関係」『憲法の争点（新版）』（1985）170頁。
- 11) 宮沢・前掲書444頁。また、黒田教授は、「議事規則が議事手続その他に関連して、第三者に拘束力をもつ場合のあることは、実例としては存在するし、これらを理論的に全面的に否定する根拠もない。ただし、議院規則の本質からいえば、それはいわば例外的なものである。ことに議院規則が憲法に規定されていないような新しい義務づけを行う場合は、その範囲はいっそう限定的に考えられるべきであろう。・・・議院規則が法規を内容とする場合のあり得ることは、やはり否定できない。議院規則が正式に公布されない、という一点から、これを全面的に否定することは、できないであろう」とされる（黒田・前掲書42-43頁）。
- 12) 小嶋和司『憲法概説』（1987）405頁。また、小嶋教授は、「議院規則は、院内にあるかぎり、外部からきた国務大臣、政府委員、公述人、傍聴人等をも拘束する。が、このことをもって、それを『立法』の一種となす見解は少数説で、・・・また、それが公布されぬことの当否も疑われていない」とされる（芦部信喜、小嶋和司、田口精一『憲法の基礎知識』・1966・133頁）。
- 13) 議院規則が公布されないもうひとつの理由として、松澤教授は、「公布は行政権の作用であるから、古くは、これを要するとすればその限りで政府の干渉を受けることがあり得るとして、自律性保持を貫くために公布を要しないと考える方が生まれ、今日までそのように取り扱われてきたのかもしれない」ということを指摘される（松

澤・前掲書37頁)。なお、議院規則の改正も官報に掲載されている。

14) 横田耕一「国会の自律権と議事手続」ジュリスト638号(1977)155頁。

15) 大石眞「議院の自律性」ジュリスト955号(1990)85頁。

16) 同・85頁。同「議院自律権」前掲96頁。同『議院自律権の構造』(1988)317頁。

2 議院規則と国会法

(1)国会法 既に見たように、憲法58条2項は各議院に自由な規則制定権(議院手続準則の決定権)を認めている。したがって、憲法はそれと議院規則の間に法律が介入することを予定していないと解される。すなわち、憲法58条2項は、「両議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得」と定め、議院法の存在を前提とし議院の規則制定権を限定的にしか認めていなかった明治憲法51条とは本質的に異なっている¹⁾。しかしながら、実際には、明治憲法下の議院法の代わりに昭和22年法律第79号として「国会法」が制定され、18次の改正を経て現在に至っている(平成3年現在)²⁾。現在の国会法の内容は、1章「国会の召集及び開会式」、2章「国会の会期及び休会」、3章「役員及び経費」、4章「議員」、5章「委員会及び委員」、5章の2「参議院の調査会」、6章「会議」、7章「国務大臣及び政府委員」、8章「質問」、9章「請願」、10章「両議院関係」、11章「参議院の緊急集会」、12章「議院と国民及び官庁との関係」、13章「辞職、退職、補欠及び資格争訟」、14章「紀律及び警察」、15章「懲罰」、15章の2「政治倫理」、16章「弾劾裁判所」、17章「国立国会図書館、法制局及び議員会館」、18章「補則」となっている。以上の国会法の内容は、大別、次の三種に分けられることが多い³⁾。

①憲法上の立法事項に関するもの 憲法43条2項、44条、47条、など選挙法関係のものを除くと、49条の議員の歳費請求権、50条の議員の不逮捕特権、59条2項・60条2項・61条・67条2項のそれぞれ法律案の議決・予算の議決・条約の承認・内閣総理大臣の指名に関する両議院の協議会、64条2項の弾劾裁判所に関する事項である。

②憲法上の立法事項に準ずべきもの 憲法では明示的に立法事項とされてい

ないが、理論的には当然に立法事項と考えられるべきものであり、たとえば、憲法52条の国会の常会の召集時期やその会期の日数等である。

③議事規則に関するもの 国会法の内容の大部分は、国会の活動に関する内閣と両議院の関係、両議院相互の関係その他各議院と外部との関係に関するものと、各議院の内部組織や議事手続・内部規律に関するものを含んでいる。

しかし、上の国会法の内容の分類には、ある事項が本来、法律事項なのか、規則事項なのかを明確にするという観点欠缺しているので、以下の分類のほうが適切であると思われる⁴⁾。

①国会の召集・開会・会期及び両議院関係の如く（法第1章、2章及び10章）、本来、「国会」事項として両議院の交渉を必要とすべきもの。

②役員及び経費、委員会・調査会及び委員、会議、質問、請願、資格争訟などのように、さらには紀律及び警察、懲罰のように（法第3章、5-6章、8-9章、12-15章）、明らかに院内事項に属し、各議院固有の手続準則決定権に留保されるべきもの。

かくして、この分類を前提にすれば、①の両議院の交渉が必要とされる「国会」事項につき、法律（国会法）が規定することに問題はないといえるが、②の各議院固有の手続準則決定権に留保されるべき院内事項についてまで法律で規定することにはいくつかの問題点がある。有力な学説による整理によれば、以下の通りである⁵⁾。

(a)当然に他院の関与が求められ、場合によっては、衆議院の一院制的な決定も可能であるから、参議院の自律性が損なわれうる（憲法59条参照）。

(b)「主任の国务大臣」の署名及び首相の連署が要求され、その趣旨は執行責任の明示にあると解されるが（同74条）、議院の内部組織及び運営に関して「主任」大臣などありうるはずはなく、ここで執行責任というもの（同73条1号参照）を考えるのも奇妙である。実際の扱いでは、国会法改正には首相の署名のみが行われ、あたかも首相が両議院の「主任」大臣の如くである。

(c)天皇による公布が必要とされ（同7条1号）、判例・通説上それは施行要件と解されているから、所定事項の実施のためには、官報による公布をまたなくてはならない。

ともあれ、このような問題を孕みながらも、国会法は国会及び議院に関する事項についてきわめて詳細に規律しているので、両議院の規則がその細則的規定にすぎなくなっているという現実が一方にある⁶⁾。

(2)国会法と議院規則との抵触 しかし、問題はそれだけではない。国会法と議院規則とが抵触する場合、どちらが優先的に適用されるかという問題がある⁷⁾。これについて学説は、以下のように分かれている⁸⁾。なお、ここでは、問題は本来的な規則事項とそれを規律する国会法の規定との抵触にあるとしておく。

①法律優先説 まず、この説は、「憲法と議院規則とのあいだに法律（国会法）が介在し、議院に関する規律を定めることは、明治憲法以来の慣行と便宜上の必要にもとづいたことであり、かならずしも憲法自体がそういう法律の介在を要求しているとするべきではないから（この点は、明治憲法とちがう）、国会法を廃し、その内容をすべて議院規則にゆずることも、憲法上不可能ではない⁹⁾」としているので、規則と法律との競合的所管を前提としている。そして、「法律の成立に両議院の議決が必要であるのに、議院規則の成立には一院の議決だけで足りる点からいっても、議院規則の形式的効力は、法律のそれに劣ると解するのが正当である¹⁰⁾」とする。これが通説的見解である。

②規則優先説 この説は、「国会法の中の一院の内部規律又は手続に関する部分は、換言すれば議院の権限として認められた事項に関する条文は、規則と同位にあるものと解すべきである。しかも両者の間に矛盾する規定があるときは、国会法を一般法の如く考え、規則を特別法のように解して、まず規則を優先的に適用すべきである¹¹⁾」とする。

③排他的議院規則説（紳士協約説）この説は、「議院規則が排他的に所管しうるのは、議院の『会議その他の手続及び内部の規律に関する規則』に限定される¹²⁾」とし、これにかかわる国会法の規定の性格や効力を「紳士協約」にすぎないとする。そして、紳士協約の意味は、「一、両議院の合意によってのみ成立しうる。衆議院のみの議決によって成立したものは、協約でない。二、両議院に対する他律的制約としての効力をもたない。議院の行動が、それに反し

ても違法ではないし、議院規則との間に抵触が存する場合には、議院規則が有効とされる。三、それが遵守されるのは、協約を尊重することが紳士のあるべき態度と考えるからで、そのことじしん議院自律権の発動とされる」と説かれている¹³⁾。

ここで各説に対する批判をまとめておく。まず、①説に対しては、明治憲法51条のような規定が存在しない以上、「議院規則制定権は議院自律権の法制的表現態であるから、他院あるいは政府との合意によって成立すべき法律に服すべきいわれはない¹⁴⁾」ということができ、「旧憲法体制感覚の無批判な残存¹⁵⁾」とか、「各議院の自律権の評価においてあまりに低く、理由づけにおいて、……あまりに形式的であり、また今日の国会の実態にも不適合である。最後の点は、特に今日の参議院の衆議院制約機能を重視する視点である¹⁶⁾」との批判が当てはまる。

次に、②説に対しては、「法律と規則を同位とする点など、より厳密な理論構成を行なう必要がある¹⁷⁾」。ただし、このような批判を踏まえ、「この説は、つまるところ、国会法の中の院内事項に関する規定については、法律としての拘束力を否認するものと解して、初めて合理的な意味をもつと考えられる。というのも、或る法律の規定を『規則と同位にあるものと解す』るためには、ひとまず、その法律規定を、それとしては認めないというほかはないからである¹⁸⁾」と解し、「院内事項を規律する国会法の部分については——およそ法律としての効力を否認することに帰着するものであるから、もとより紳士の協約説に合流する¹⁹⁾」という理解も示されている。また、「現実に国会法が廃止される可能性」がないことを前提として²⁰⁾、「議院規則は、一般的な国法秩序の枠内に位置づけられるべき法ではなく、独自の存在とみなすことができる」とし、「法律と議院規則はいずれも直接に憲法を根拠とするところから、議院規則は、一般国法秩序の枠内にはない法であるが法律に準ずるものと解し、法律と同位の法として取り扱うことが許されることになるであろう。そうであれば、規則優先説によることが可能になり、一般法と特別法ないし前法と後法の関係において、競合問題を処理することができるであろう」との理解も示されている²¹⁾。

最後に、③説に対しては、「純粋な理論としては正当」としつつ、これによれば、「国会法に抵触する議院規則の規定に基づき各議院が運営されたとしても、それは有効な議院の作用と解することになるが、この場合、形式的にもせよ、立法機関がみずから制定した法律に抵触する行為を行うという事実をどのように理解するのか、明らかではない」「排他的議院規則説では形式的にもせよ違法状態となることについての合理的説明を欠いている」との批判がある²²⁾。しかしながら、③説は、議院規則の専属的所管事項を規律する国会法の規定を紳士協約と解しているので、この批判はあたらないと思われる。ともあれ、③説がもっとも説得力があり、支持されるべきであると思われる²³⁾。

- 1) なお、明治憲法は憲法附属法規である「議院法」による規制のみを容認していた点は留意すべきである（小嶋『憲法学講話』前掲100頁）。議院法については、大石眞『議院法制定史の研究』（1990）を参照。
- 2) 国会法の制定については、黒田覚「国会法の制定過程と問題点」『東京都立大学創立十周年記念論文集〔法経編〕』（1960）39頁以下。その後の改正については、深瀬忠一「国会法と国会運営」ジュリスト638号（1977）、松澤・前掲書28-29頁参照。
- 3) 黒田・前掲書12-13頁。松澤・前掲書40-41頁も参照。
- 4) 大石「議院自律権」前掲97頁。なお、法律事項と規則事項との区別に関連して、両議院一致の議決で成立する「規程」（両院協議会規程や常任委員会合同審査会規程など）の法的性格の問題がある。一般に、これは議院規則の一種とされるが、これは両院関係事項を定めるものであるから、本来、法律で定めるべき事項で、その具体化を政令にゆだねることを不当とするものについて、法律（国会法）の施行細則として制定されるものである。したがって、これは、議院自律権の制度的表現である議院規則とは性格を異にする（小嶋『憲法概説』前掲407頁参照）。また、「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」の13条は「この法律に定めるものを除く外、歳費、旅費及び手当等支給に関する規程は、両議院の議長が協議してこれを定める」とする。
- 5) 大石「議院自律権」前掲97頁。同・前掲書322頁。
- 6) かくして、「日本では、明治憲法以来、憲法のもとで、まず法律（議院法ないし国会法）が議会に関する規律を定め、その範囲内において、さらに各議院が議院規則を定めることにしている。したがって、日本の議院規則の所管事項、言葉をかえていえば、議院のいわゆる自律権の範囲は、諸外国の議会にくらべて、それだけせまくなっているわけである」といわれる（宮沢・前掲書443頁）。藤馬龍太郎「法律と規則の関

- 係」ジュリスト805号(1984)195-196頁参照。
- 8) 学説の整理としては、藤馬「議院規則と国会法との関係」前掲171頁、松澤・前掲書45-48頁参照。
- 9) 宮沢・前掲書443頁。
- 10) 同・443頁。
- 11) 鈴木隆夫「わが国の委員会制度と特別委員会の性格」法律時報22巻9号(1950)15頁。
- 12) 小嶋『憲法学講話』前掲99頁。
- 13) 同・104頁。これを支持するものとして、吉田善明「議事手続」法律時報41巻5号(1969)138-139頁、野中俊彦「議会運営の諸問題」法律時報46巻2号(1974)20頁。清水陸「議事手続の法律化」奥平康弘・杉原泰雄編『憲法学5』(1977)35頁も同旨。
- 14) 小嶋他『憲法の基礎知識』前掲132頁。
- 15) 同・133頁。
- 16) 横田・前掲論文156頁。
- 17) 同・156頁。松澤・前掲書50-51頁も参照。
- 18) 大石『議院自律権の構造』前掲323頁。
- 19) 同・325頁。
- 20) 松澤・前掲書51頁。
- 21) 同・52頁。
- 22) 同・51頁。
- 23) なお、独自の立論として、以下の二つの説が注目される。まず、横田教授は、必ずしも排他的議院規則説を採る必要はなく、議事手続の大綱を定める限度で国会法の存在を認め、具体的運用としては規則優先的に行なうことも考えられるとされる(横田・前掲論文156頁)。次に、新教授は、議院規則の所管事項を、①議院の内部事項、②各院が国会を構成する部分機関として当然共通する事項、③議院の外部関係事項に分け、②と③は法律との競合的所管とし、また、①を(a)議事の組織および運営の基本について両院が統一をはかるのがふさわしいと認められる事項と(b)それ以外の純然たる議院の内部事項とに分け、①の(a)を法律との競合的所管とし、①の(b)を規則の専属的所管とされる。ただし、(i)国会法の制定および改正が内部発案によるべきこと。(ii)発案の内容について事前に両院相互間で意見の調整がはかられ、両院の合意事項に限られるべきこと。(iii)その成立手続において衆議院の優越規定(憲59条2項)が発動されないことを条件とされる(新正幸『憲法と立法過程』(1988)256-259頁)。

3 議院規則と決議

議院規則と個別の議院決議との効力関係について、以下、簡単に見ておくこととするが、一般に、これは、「議院は議事規則の適用を排除する決議をなすことがゆるされるかどうか」という問題として争われている¹⁾。ここでまず、そもそも、「議院規則の議決は、その議院の単独の意思表示という意味において、議院の意思決定の形式としては、決議という種類に属すること」²⁾が確認されるべきである³⁾。学説は大別、二つに分かれる。

まず、否定説は、「仮りに国会法の規定にふれることなしに、議院規則の規定の適用排除を考え得る場合があるとしても、これを普通の多数決で行うことは、理論的に許されない。適用排除は議院規則の一時的停止であり、これは普通の多数決で行うに相当でないからである。またこれを特殊多数の議決で行うことは、議院規則にそのような規定がないし、このような規定を新たに設けることは、憲法解釈上、難点がある。憲法56条2項は、特殊の多数による議決を憲法の定める特定の場合に限定しているからである」とする⁴⁾。また、規則が、「一定の事項についてだけとはいえ、議員だけでなく国民をも拘束することがありうるのとくらべても、拘束力の与え方に均衡を失することとなる。一つの議院の議決だけで成立する点では同じであっても、単なる議決あるいは決議で、議院規則と異なる取扱をすることはできない」とするものもある⁵⁾。

これに対して、肯定説は、「国会法及び両院の規則には、規則の停止に関する規定は存しないが、然し憲法によって与えられた議院の自律権に基づく規則制定権の中には、当然に規則の変更、又は停止の権能(Power of the change or suspension of the Rule)が、包含されているものと解すべきであり、又かくの如くに解さなければ、議院の運営に支障なきことを期待することはできないであろう」とする⁶⁾。また、議院規則は、「議院の議決によって制定されるが、議院の意思によって何時でも停止されうる。その遵守は、議院の自律によってのみなされ、他律的強制制度は存しない。それに違反した議事も、議院の意思による効力停止の結果と解されて有効とされる」とするものもある⁷⁾。

また、両説の間には、「議院の決議がたび重なって行なわれればそれを慣習法の形成と見て、決議が規則に優先するとする見解、決議が全員一致ないし特別多数決で成立した場合にかぎって規則の効力が一時停止されると説く見解」などがある⁸⁾。ともあれ、原則としては、決議による規則の効力の一時停止も認められると解される。

なお、実際の例としては、第六回国会末に規則上は20名であった衆院外務委員会の定員を、決議の形式で、別段の議決あるまでは35名とする議決をしたこと⁹⁾や不当財産取引調査特別委員会（第二回国会から第四回国会）、考査特別委員会（第五回国会から第九回国会）および行政監察特別委員会（第十回国会から第二十四回国会）が、それぞれ設置に関する決議に基づき、衆議院規則53条と異なり、議長を経由せず証人の出頭を求めたことが挙げられる¹⁰⁾。

- 1) 高見勝利「議院の自律権」芦部信喜編『ユーブング憲法』（1989）188頁。
- 2) 大石「議院自律権」前掲97頁。
- 3) 広く決議一般については、藤馬龍太郎「国会決議の効力」法学教室33号（1983）79頁以下参照。
- 4) 黒田・前掲書50頁。
- 5) 樋口陽一「第58条」『注釈 日本国憲法 下巻』（1988）965頁。なお、『註解日本国憲法 下巻』（1954）886頁、入江俊郎『国会と地方議会』（1952）193-194頁参照。
- 6) 鈴木・前掲論文16頁。ここで、決議による規則の効力の一時停止とは、「決議によって、それぞれ矛盾する規則の条項は、規則改正の手続をとらなくとも、決議の内容の如く変更されたと同じ効力が生じ、その結果、決議の有効期間中は、その矛盾する規則の条項の効力は一時停止されるが、その期間が経過すると、その決議に矛盾する規則は何の法規上の手続も要せずに *Ipsa Jure* に復元して、またもとの効力を有することを意味する」（同・15-16頁）。
- 7) 小嶋『憲法学講話』前掲405頁。
- 8) 樋口・前掲書965頁。
- 9) 鈴木・前掲論文16頁。
- 10) 高見・前掲論文186頁。

4 議院規則と司法審査

ここでは、議院運営に対する司法審査の問題は省略し、議院規則自体が司法審査の対象となるかについて簡単に見ておく。もちろん、日本国憲法はフランス第五共和制憲法61条1項のような制度を採るものではないので¹⁾、具体的審査制の枠内での問題である。

従来、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」とする憲法81条の「規則」の解釈として、①議院規則と裁判所規則を指すとする見解と、②会計検査院や人事院などの行政機関の規則をも指すとする見解が対立してきた²⁾。すなわち、議院規則が違憲審査の対象となるか否かという点は特に問題とされてこなかった。しかし、近年、それを否定する見解が有力に主張されている。それを簡単に整理すると、まず、憲法81条の「一切の法律、命令、規則又は処分」となったマッカーサー草案の当該条項が《any law, ordinance (order), regulation or official act》であり、また、憲法58条の総司令部民政局での起草作業で両議院の議事規則は《the rules of its proceeding》と記述されていたという制定過程における《regulation》と《rules》の区別が根拠とされている。次に、議院手続準則に関する決議という性格をもつ議院規則は、法律・予算等の国法形式そのものの議決とは決定的に異なる議院の内部的行為であることが根拠とされている³⁾。この見解が説得力を持つように思われる。

1) フランスの制度については、矢口俊昭「憲法院の議院規則に対する違憲審査」香川大学経済論叢53巻3号(1981)375頁以下参照。

2) たとえば、清宮四郎『憲法I〔新版〕』(1971)368-370頁。

3) 大石「議院自律権」前掲101頁。同『議院自律権の構造』前掲346-348頁。

結びにかえて

以上、議院規則をめぐるいくつかの論点につき学説を整理してきたわけであるが、私見を体系的に提示することはできなかった。この点は今後の課題としたい。ここでは以下のことを確認することで、結びにかえたい。すなわち、今日のわが国における議院自律権の課題は、他の国家機関からの干渉の排除よりも、むしろ他院からの干渉の排除にあるということである。それは、はじめに示したように、とりわけ参議院に対する衆議院からの干渉の排除として立ち現われている。二院制を否定しないかぎり、自律権の範囲内での議院の、とりわけ参議院の独自性は保障されるべきである。

〔追記〕脱稿後、清水睦「『唯一の立法機関』原則の例外について」『憲法学の展望』（1991）655 - 975頁に接したが、本稿作成に生かすことはできなかった。

東京立正女子短期大学紀要 第20号

平成4年3月20日 印刷

平成4年3月25日 発行

編集 東京立正女子短期大学紀要編集委員会
印刷所 株式会社 三 協 社
〒164 東京都中野区中央4-8-9
TEL 03 (3383) 7 2 8 1 (代)
発行所 東京立正女子短期大学
〒166 東京都杉並区堀ノ内2-41-15
TEL 03 (3313) 5 1 0 1 ~ 3

**THE JOURNAL
OF
TOKYO RISSHO JUNIOR COLLEGE
FOR WOMEN**

No. 20

March 1992

CONTENTS

- Systematic Teaching Program of Business English
for Bilingual Secretary Today IGUCHI, Midori 1
- An Analysis of Sex-Role Structure in Adolescent Girls
- Evaluation of Intelligence and Beauty - YAMAMURO, Miyako 45
- A Comparative Study of the Pronunciation of Plosives in English
and Japanese: Difference in Using Breath NAKAOKA, Noriko 58
- Syllabic Nasal in Japanese: A Diacronic View SHUSSE, Naoe 81
- On Light Verb Construction IHARA, Mutsuko 89
- A Study on the Rules of Proceeding of Japanese Diet
..... FUKUOKA, Hideaki 104

**Published by
Tokyo Risho Junior College For Women**

TOKYO JAPAN

ISSN 0386-7161